### 議会運営委員会活動実績等について (平成 27 年 12 月~平成 28 年 11 月)

### 1 活動の概要

### (1) 委員会の開催

_(1)	安貝太の用作	
No.	開催日	内 容
1	平成 27 年 11 月 27 日(金)	(1回目) <b>1 正副委員長の互選</b> 委員長に山本治兵衛委員、副委員長に和佐谷寛委員を選出
2	平成 27 年 11 月 27 日(金)	(2回目)  1 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項について 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項の一部改正 について、市長から議長に依頼(27年11月9日付け)され たことを受け、議会運営委員会で協議することを決定。執行 機関から、市営住宅の家賃の滞納等による住宅明け渡し請求 等に関わる手続を迅速に行うため、当該事項を追加、仮処分 及び仮差し押さえに関する事項を削除する等、所要の変更を 行う旨の説明を受けた後、協議
3	平成 27 年 12 月 4 日(金)	1 請願の付託について 請第2号「原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設設置反対に 関する請願」の付託先を協議。12月7日の本会議において「原 子力防災・安全等特別委員会」に付託することを決定 請願の提出等に伴い、12月定例会運営要領を変更(12/4議 運、12/14議運、12/15特別委員会を開催)することについて 協議、決定
4	平成 27 年 12 月 8 日(火)	1 1年間の活動計画について 議会運営委員会における1年間の活動計画(重点事項・先 進地視察・講演会の実施等その他の活動・年間スケジュール) を協議、決定 2 第19期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 意見交換会について     意見交換会について     意見交換会の平成28年実施に向け、実施要領を協議 (2) 監視機能の充実について     「舞鶴市総合計画後期実行計画の監視」と「個別計画の監視」について、各委員会において監視対象を決定して実施するなどの委員長案を協議、決定
5	平成 27 年 12 月 14 日(月)	1 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項について 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項の一部改正 の提案について協議。全会派一致とならず、議会運営委員会 としての提案は行わないことを決定(議員提案にて、27 年 12 月定例会(12/22)に提出)
6	平成 27 年 12 月 18 日(金)	(1回目) <b>1 常任委員会の議案審査結果について</b> 議案 23 件の審査結果について確認

		2 議案の採決方法について
		議案の採決方法について協議、決定
		3 3月定例会のスケジュール(案)について
		スケジュール(案)について協議、決定
		4 閉会中の継続審査について
		議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決
		定
		^   各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱い
		について協議、決定
		(2回目)
		T   選手自座委員及び同冊元員の選手について   議長が候補者を指名(指名推選:27 年 12 月 22 日本会議)
		一
		2 意見書案の取り扱いについて
		意見書案2件(国際平和支援法と平和安全法制整備法の廃
		止を求める意見書 及び TPP協定書作成作業から撤退し、
	平成 27 年	調印しないことを求める意見書)の取り扱い及び質疑・討論
7	12月18日(金)	の通告締切について協議、決定
		3 決議案の取り扱いについて
		決議案1件(使用済核燃料中間貯蔵施設建設に関する決議)
		の取り扱い及び質疑・討論の通告締切について協議、決定
		4 議会提出議案の取り扱いについて
		議会提出議案2件(市議会の権限に属する事項中市長の専
		決処分事項の一部変更 及び 舞鶴産のお茶の生産振興及び普
		及促進に関する条例)の取り扱い及び質疑・討論の通告締切
		について協議、決定
		(3回目)
8	平成 27 年	1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
	12月18日(金)	(1) 意見交換会について
		意見交換会の実施要領について協議
		(本会議休憩中)
		1 会期延長について
		舞鶴商工会議所会頭から「高浜発電所3・4号機の再稼働
9	平成 27 年	に関する請願」が提出され、その請願の取り扱いについて協
9	12月22日(火)	議
		同請願の審査については、今回、緊急性があることから、
		会期を4日間延長し、審議することを決定するとともに、運
		営要領の変更を決定
		1 請願の付託について
	75-4 07 F	請第3号「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」
10	平成 27 年	の付託先を協議。「原子力防災・安全等特別委員会」に同日
	12月24日(木)	11 時からの本会議で付託することを決定
		請第3号の質疑・討論の通告締切について協議、決定

		(1回目)
		1 請願の審査結果について
		<b>請第3号の審査結果について確認</b>
11		2 請願の採決方法について
	平成 27 年	
11	12月25日(金)	請願の採決方法について協議、決定
		3 閉会中の継続審査について
		22日の本会議が延会となったことから、議会運営委員会及
		び各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書について、
		再度 25 日の本会議で簡易採決により議決することを確認
		(2回目)
		1 決議案の取り扱いについて
	平成 27 年	決議案2件(住民の理解を得ないままの高浜原発3・4号
12	12月25日(金)	機の再稼働に反対する決議及び高浜発電所3・4号機の再稼
		働に関する決議)の取り扱いについて協議、決定
		決議第3号・4号の質疑・討論の通告締切について協議、
		決定
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
	   平成 28 年	(1) 意見交換会について
13		意見交換会の実施要領について決定
	1月13日(水)	4 班(総務文教班、経済消防班、民生環境班、建設班)
		編成、意見交換会スケジュールについて協議、決定
		1 議会提要の事例集について
	平成 28 年 1 月 20 日 (水)	事例集の見直し(27年12月定例会)について協議、決定
14		2 その他
		<b>委員会の視察結果報告について</b> 、委員全員が作成すること
		について協議
		1 会派の解散について
	T-12 00 F	井上孝空議員の辞職(1/31付けで議長許可)に伴う議席
15	平成 28 年 2月2日 (火)	及び議員協議会の席について空席にすることを協議、決定
		2 委員会の視察結果報告について
		視察結果報告の作成、公開等について協議
		1 会派の結成等について
		2/12 鶴翔会議員団結成に伴い、亀井敏郎議員が議会運営委
	平成 28 年	員会委員に議長から選任された旨の報告
16	2月18日(木)	田村優樹議員(井上孝空議員の辞職に伴う舞鶴市議会議員
		一般選挙の選挙会が2/12に開催され、田村優樹議員が当選)
		の議員協議会の席について協議、決定
		(1回目)
		1 3月定例会初日の提出予定議案について
	   平成 28 年	初日の提出予定議案 52 件について説明を受け了承
17	2月22日(月)	文化・スポーツの市長部局移管に伴う議長から教育委員会
	/1 H (/1)	への意見提出依頼について、3月9日の本会議で報告する旨
		確認
		7/生 中心

		2 3月定例会運営要領(案)について
		2 3万足例云建西安阪(米)に りいて   運営要領について協議、決定
		議案の付託について協議、決定
		4 代表・一般質問の順番について
		鶴翔会議員団結成に伴い、質問の順番について協議、決定
		5 追加提出予定議案の取り扱いについて
		追加提出予定議案の取り扱いについて協議、決定
		6 議席について
		空席分を田村優樹議員の議席として確認し、議長から定例
		会初日に指定を確認
		7 3月11日の本会議の運営について
		途中休憩し、1分間の黙禱について協議、決定
		8 調査視察について
		議会運営委員会の視察先、調査事項について協議、決定
		議会担当部署の同行を市長へ依頼
		(2回目)
		1 議会提出議案の取り扱いについて
	平成 28 年	農業委員会委員の解任請求及び推薦の議案取り扱いを協
18	2月22日(月)	議、決定
		2 3月定例会初日の運営要領(案)について
		3月定例会初日の運営要領を協議、決定
		(3回目)
		1 委員会の視察結果報告について
		視察結果報告の実施手順等(報告書は委員長作成、実施手
		順は委員長が視察内容を取りまとめ、委員会で説明、全委員
	平成 28 年	が所感を発言など)の委員長案を協議、決定
		第 19 期舞鶴市議会活動基本計画の「市民に開かれた議会」
		の項目に追加することを協議、決定
		2 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
19		2 第19
19	2月22日(月)	(1) <b>監視機能の元美に りいて</b>   「舞鶴市総合計画後期実行計画の監視」と「個別計画の監
		視 について、今後の進め方を協議。3月定例会中に各委員
		会で監視項目を決定後、議長から執行機関に当該計画の進捗
		状況等を9月定例会での各委員会で報告いただくよう依頼
		することを決定
		(2) コミュニティFMの活用について
		コミュニティFMの活用について、京都府内の事例を参考
		に協議
		1 第19期議員による議会運営について
20	平成 28 年	(1) コミュニティFMの活用について
	3月8日(火)	コミュニティFMの活用について協議し、後日、委員長が
		FMの活用が図られるよう、28 年4月開局予定のFM局と

		協議し、その協議結果をもとに整理することを確認
		(2) 政策条例提案の手続等について
		政策条例を提案する場合の手続等について委員長案を示
		し、それを基に協議することを決定
		(1回目)
		1 常任委員会の議案審査結果について
		議案 54 件の審査結果について確認
		2 議案の採決方法について
		議案の採決方法について協議、決定
0.1	平成 28 年	3 6月定例会のスケジュール(案)について
21	3月25日(金)	スケジュール(案)について協議、決定
		4 閉会中の継続審査について
		議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決
		定
		各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱い
		について協議、決定
		(2回目)
		1 追加提出予定議案の取り扱いについて
		追加提出予定議案(人事案件1件:人権擁護委員候補者の
		- 推薦について)の取り扱いについて協議、決定
		2 議会提出議案の取り扱いについて
		   議会提出議案2件(舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁
		償等に関する条例一部改正 及び 舞鶴市議会委員会条例一
		部改正)の取り扱いについて協議、決定
	平成 28 年	3 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
22	3月25日(金)	(1) 意見交換会について
	, (==,	4班のテーマ及び対象団体等を決定
		(2) 議会の仕組み(冊子)の充実について
		「舞鶴市議会のしおり」を 27 年度予算内で作成し、傍聴
		者等への配布を確認
		4 政策条例提案の手続等について
		政策条例を提案する場合の手続等(政策条例審議までの流
		れ及び舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱)の委員長
		案を協議
		1 第19期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) 委員会の視察結果報告について
23		大津市議会及び鳥羽市議会の視察(大津市議会における
		議会ミッションロードマップ、2市議会における危機管理
	平成 28 年	及びICTの活用)について、全委員から所感等の発言
	4月27日(水)	その後、議会の危機管理を整理することについては、今
		後、スケジュール等を示し、検討していくことを確認
		(2) 先例集等の見直しについて
		事例集の見直し(28年3月定例会)について協議、決定
		サバ木ツル色し(40 十0月 4月1五月15 701 5 開戦、伏足

	T	
		(3) 議会ホームページの充実について
		市のホームページリニューアル (4/27) に合わせ、議
		会ホームページのデザイン変更を確認
		(4) 議会活動に関する情報について
		議会活動に関する情報については、報道機関へ積極的に
		提供することを決定。その手段については、委員長に一任
		(適宜正副議長と相談)を決定
		2 政策条例提案の手続等について
		政策条例を提案する場合の手続(委員長案)について協議
		3 常任委員会の所管事項について
		市の組織改編に伴い、所管事項を整理するため、委員長案
		を協議(ただし、予算決算委員会各分科会における審査分担
		については、予算決算委員会理事会(4/27)において、委
		員長案を協議)
		4 その他
		<b>クールビズの実施について</b> 協議し、開始日は執行機関に合
		わせ、終了日は9月定例会最終日までとすることを決定
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) 先例集等の見直しについて
		議員の辞職に係る2事例(平成10年、14年)の事例集へ
		の追加を協議、決定
		(2) コミュニティ F M の活用について
		委員長案(市の番組の枠を利用して、毎月1回15分枠の
		活用など)をもとに、FMまいづるの活用を協議
		(3) 議会における危機管理について
24	平成 28 年	本市議会の基本的な危機管理の考え方等を協議
	5月12日(木)	2 政策条例提案の手続等について
		政策条例を提案する場合の手続及び舞鶴市議会パブリッ
		ク・コメント手続要綱を決定
		第 19 期舞鶴市議会活動基本計画の「効率的・効果的な議
		会運営」の項目に追加を決定
		3 常任委員会の所管事項について
		市の組織改編に伴い、所管事項を整理(ただし、予算決算
		<b>  委員会各分科会における審査分担については、予算決算委員</b>
		会理事会 (5/12) において整理)
		(1回目)
25		1 6月定例会の提出予定議案について
		提出予定議案7件の説明を受け了承
	平成 28 年	2 6月定例会運営要領(案)について
	5月27日(金)	運営要領について協議、決定
		3 議案付託について
		議案の付託について協議、決定
		4 一般質問の順番について

		如 所用 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
		- 一般質問の順番について確認 5 <b>追加提出予定議案の取り扱いについて</b>
		<b>追加提出予定議案の取り扱いについて確認</b>
	亚中亚生	(2回目)
26	平成 28 年	1 要望決議案の取り扱いについて
	5月27日(金)	議会提出議案 1 件「平成 28 年熊本地震に係る要望決議」の
		取り扱いについて協議、決定
		(3回目)
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) コミュニティ F M の活用について
		本市議会の活動を情報発信する手段として、「FMまいづ
		る」を活用していくことを決定し、議会独自の番組として、
		その内容等具体的な運用について協議
		(2) 議会における危機管理について
		災害時における議会運営及び議員の行動に関する基本的
		な考え方について協議
	_ 5	(3) 委員会の視察結果報告について
27	平成 28 年	- 委員会の視察結果報告に係る理事者・執行機関の出席に
	5月27日(金)	ついて協議、決定
		(4) 議会中継映像配信の拡大について
		議会中継映像配信の拡大において、モニター設置場所の
		追加は見込めない状況を確認し、インターネット配信シス
		テムの変更については、28年6月定例会から生中継の配信
		方法を変更(動画配信サービスのユーストリームを利用)
		することを確認
		(5) 議員研修会について
		議員研修会(本市議会の政策形成機能の向上を図るため、
		有識者による講演) を 28 年 10 月末に開催することを確認
		1 第19期舞鶴市議会活動基本計画について
		「 第 19 粉舞鶴川磯云石勁墨本町 画に りいて   (1) 意見交換会について
		4 班による意見交換会開催の周知、積極的な議員の傍聴
		,
		などを確認(2) 業会力が増加を配信の技士について
		(2) 議会中継映像配信の拡大について
		録画映像の配信システムの変更(28年6月定例会から㈱
0.0	平成 28 年	会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応
28	6月10日(金)	のシステムに切り替える)について、確認
		(3) 監視機能の充実について
		「舞鶴市総合計画後期実行計画の監視」と「個別計画の監
		視」の日程の変更(実施時期:「9月定例会の委員会審査終
		了後に実施」から「10 月中旬頃に委員会を開催し実施」す
		ることに変更)、執行機関(部課長、主幹)の出席について
		協議、決定
		(4) 議員研修会について

		議員研修の一環として、予算決算基礎講座を開催するこ
		とを協議、決定
		(5) コミュニティFMの活用について
		放送内容等具体的な運用を協議。議会活動を中心とした客
		観的な事実に基づいた内容について、1回につき、15 分枠
		を活用し、議員が出演することを協議、決定
		(6) 議会における危機管理について
		災害時における議会運営及び議員の行動に関する基本的
		な考え方について協議
		(1回目)
		1 常任委員会の議案審査結果について
		議案7件の審査結果について確認
		2 議案の採決方法について
		議案の採決方法について協議、決定
29	平成 28 年	3 9月定例会のスケジュール(案)について
29	6月28日(火)	スケジュール(案)について協議、決定
		4 閉会中の継続審査について
		議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決
		定
		各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱い
		について協議、決定
		(2回目)
		1 追加提出予定議案の取り扱いについて
	平成 28 年 6 月 28 日 (火)	追加提出予定議案(人事案件1件:教育委員会委員の任命
		について)の取り扱いについて協議、決定
		2 意見書案の取り扱いについて
		意見書案2件(国の制度としての子どもの医療費無料化と
30		   国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめるこ
		とを求める意見書(案)及びの給付型奨学金制度の導入・拡
		充と教育費負担の軽減を求める意見書(案))の取り扱いにつ
		いて協議、決定
		3 議員派遣について
		議員派遣(意見交換会、平和記念式典)の取り扱いについ
		て協議、決定
		(3回目)
		^ 〜
31		(1) コミュニティFMの活用について
	平成 28 年 6 月 28 日 (火)	FMまいづるの活用に係る今後の進め方を協議。FMまい
		づるの活用について具体的な企画・立案等を担う組織を設
01		置することについて協議、決定
		危機管理の整理に係る今後の進め方(市の地域防災計画 に進じて、
		に準じて、一般災害(風水害)、震災(地震・津波)、原子

		力災害に準じて、災害対応のマニュアルを段階的に整理)
		を協議、決定
		1 第19期舞鶴市議会活動基本計画について
	平成 28 年	(1) 委員会の視察結果報告について
		議員協議会での報告手段(委員長作成の視察報告を資料
		として配付し、視察報告に代える。) について協議、確認
		(2) 先例集等の見直しについて
		事例集の見直し(28年6月定例会)について協議、決定
32		(3) コミュニティFMの活用について
	7月20日(水)	FMまいづるの番組構成の企画立案など政策を担当す
		る「FMまいづる活用ワーキンググループ」の設置(各会
		派代表5人で構成)を決定
		(4) 議会における危機管理について
		舞鶴市議会災害対策行動マニュアル(一般災害対策編)
		に係る委員長案を協議
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) 議会における危機管理について
		舞鶴市議会災害対策行動マニュアル(案)(一般災害対策
		編)を協議
		舞鶴市議会災害対策行動マニュアル(案)(震災対策編)
33	平成 28 年	に係る委員長案を協議
	7月28日(木)	(2) 意見交換会について
		意見交換会のスケジュールの変更(9月定例会の質問、
		決算審議のほか、10月に実施する「舞鶴市総合計画後期
		実行計画」及び「個別計画」を監視する委員会にも意見
		交換会の内容を生かした上で、意見交換会の総括をす
		る。)を協議、決定
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
	Ti-4 00 T	(1) 議会における危機管理について 無効は表表の(のなど) ( ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
34	平成 28 年	舞鶴市議会災害対策行動マニュアル(暫定版)(一般災害
	8月10日(水)	対策編)を確認 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル(案)(震災対策編)
		舞鶴川巌云火吉刈泉行動マーユノル (系) (長火刈泉柵) を協議、確認
		(1回目)
		1 9月定例会の提出予定議案について
		提出予定議案 20 件について説明を受け了承
		2 9月定例会運営要領(案)について
	平成 28 年	運営要領について協議、決定
35	8月24日(水)	3 議案付託について
		議案の付託について協議、決定
		4 代表質問・一般質問の順番について
		代表質問、一般質問の順番について確認
		5 追加提出予定議案等の取り扱いについて
L	1	

		追加提出予定議案等の取り扱いについて確認
		(2回目)
		^ /   1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) 議会における危機管理について
		舞鶴市議会災害対策行動マニュアルの一般災害対策編・
		震災対策編における暫定版を確認
		行動マニュアルについて、「より分かりやすいレイアウト
		に工夫したマニュアル (暫定版) 及び「舞鶴市議会災害対
		策・支援本部(議会本部)の設置要綱」について、委員長
		案を提示することを確認
	平成 28 年	(2) 意見交換会について
36	8月24日(水)	意見交換会の運営方法の改善等に係る4座長会議の協
	0 /1 24 H (/N)	議結果を確認
		今後の意見交換会の検証について確認
		意見交換会の実施結果の公開について確認
		意見交換会の実施結果について、各座長から担当部長へ
		の提出を確認
		2 その他
		ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		演についての発言の協議。放送したい内容が整理できた段階
		で、当該委員会において、協議いただくことを確認
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 議会における危機管理について
		(1) 議会における危機管理について
		(1) <b>議会における危機管理について</b> 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設
		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ
		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫
		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議
27	平成 28 年	(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について
37	平成 28 年 9 月 8 日 (木)	(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方 について検討を行っていく組織を協議し、28 年 12 月定例
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方 について検討を行っていく組織を協議し、28 年 12 月定例 会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議してい
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方 について検討を行っていく組織を協議し、28 年 12 月定例 会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議してい くことを決定
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方 について検討を行っていく組織を協議し、28 年 12 月定例 会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議してい くことを決定 2 その他
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について(暫定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方について検討を行っていく組織を協議し、28年12月定例会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議していくことを決定 2 その他質問のあり方(質問に討論内容や要望を入れること)については、各議員の常識の範囲において行うことを確認映像配信中にCMが入ることについて、議会中継が中断し
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設 置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュ アルの共通編として「議会における災害対応について(暫 定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方 について検討を行っていく組織を協議し、28 年 12 月定例 会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議してい くことを決定 2 その他 質問のあり方(質問に討論内容や要望を入れること)につ いては、各議員の常識の範囲において行うことを確認
37		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について(暫定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方について検討を行っていく組織を協議し、28年12月定例会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議していくことを決定 2 その他質問のあり方(質問に討論内容や要望を入れること)については、各議員の常識の範囲において行うことを確認映像配信中にCMが入ることについて、議会中継が中断し
		(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について(暫定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方について検討を行っていく組織を協議し、28年12月定例会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議していくことを決定 2 その他 質問のあり方(質問に討論内容や要望を入れること)については、各議員の常識の範囲において行うことを確認映像配信中にCMが入ることについて、議会中継が中断しないよう、ユーストリームでの配信方法について、今後検討
37 ※ 参考	9月8日(木)	(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置(議会本部)の設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について(暫定版)」を協議 (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について (3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方について検討を行っていく組織を協議し、28年12月定例会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議していくことを決定 2 その他 質問のあり方(質問に討論内容や要望を入れること)については、各議員の常識の範囲において行うことを確認映像配信中にCMが入ることについて、議会中継が中断しないよう、ユーストリームでの配信方法について、今後検討することを確認

		1 常任委員会の議案審査結果について
		議案 20 件の審査結果について確認
		2 議案の採決方法について
		議案の採決方法について協議、決定
		3 12 月定例会のスケジュール(案)について
		スケジュール(案)について協議、決定
		4 閉会中の継続審査について
		議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決
		定
		各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱い
		について協議、決定
		5 追加提出予定議案の取り扱いについて
		追加提出予定議案(人事案件1件:人権擁護委員候補者の
		推薦について)の取り扱いについて協議、決定
		6 意見書案の取り扱いについて
		意見書案1件(次期介護保険制度改正における福祉用具、
		住宅改修の見直しに関する意見書(案))の取り扱いについて
		協議、決定
38	平成 28 年	7 議員派遣について
	10月4日(火)	議員派遣(市町村1期目議員研修会)の取り扱いについて
		協議、決定
		8 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) 議会における危機管理について
		「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱」及び一般災
		害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として
		「議会における災害対応について(暫定版)」を策定
		「舞鶴市議会災害対策・支援本部」(議会本部)を設置
		(2) ICT活用の検討について
		「ICTの活用に関する検討会」からの答申(パソコン
		等へのメールによる情報伝達、タブレット端末の導入、グ
		ループウエア等による情報共有、情報セキュリティに関す
		るルールづくり)を受け、本市議会としてのICTの取り
		組みについて協議
		(3) FMまいづるの活用について
		「FMまいづる活用ワーキンググループ」からの報告を 受け、「舞鶴市議会FMまいづる放送要項」、「第1回放送
		の日時・内容」、「平成 29 年度年間放送プログラム」を協
		の日時・内谷」、「平成 29 年度年间放送ノログラム」を協   議、決定
		一 職、
		「
39	平成 28 年	TI
	10月21日(金)	について協議、決定
		(2) ICT活用の検討について

	Г	Γ
		市議会において実施が考えられるICTの取り組みの
		方向性について示された委員長案(パソコン等へのメール
		による情報伝達、タブレット端末の導入、グループウェア
		等による情報発信、情報セキュリティに関するルールづく
		り、今後の進め方等) について協議
		(3) 議会中継映像配信の拡大について
		ユーストリームによる配信において、CMが入らない配
		信が可能となるよう、来年度の予算を要求していくことを
		確認
		(4) 委員会の活性化について
		各委員会において、1年間の総括を行うにあたり、その
		様式を協議、決定
		(5) 監視機能の充実について
		本年初めて実施した「舞鶴市総合計画後期実行計画」及び
		「個別計画」を監視する委員会の方向性を協議するにあた
		り、委員長から委員の意見を聴取
		2 その他
		舞鶴市議会政務活動費の運用指針に係る見直しについて
		は、今後整理していくことを確認
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について
		(1) コミュニティFMの活用について
		FMまいづるワーキンググループでの決定事項(番組
		名、放送収録日、放送日、放送周知方法)を確認
		<ul><li>(2) ICT活用の検討について</li></ul>
		パソコン等へのメールによる情報伝達について、移行期
		間を設けることとし、早期に実施(議員協議会や委員会の
		審議資料を除く。)とすることを協議、決定
		タブレット端末の導入について、その方向性を協議
		グループウェア等による情報共有について、タブレット
		端末の運用が軌道に乗り、より有効に活用できる状況が整
40	平成 28 年	った時点で検討することとすることを協議、決定
40	10月28日(金)	情報セキュリティに関するルールづくりについて、早期
		にルールをつくることを協議、決定
		(3) 監視機能の充実について
		監視機能の充実に関する今後の方向性について、各会派
		の意見を 28 年 12 月定例会以後の議会運営委員会に申し送
		りとすることを協議、決定
		(4) 意見交換会について
		意見交換会の方向性や運営方法の改善等について、4座
		長から出された意見を28年12月定例会以後の議会運営委
		員会に申し送りとすることを協議、決定
		2 定例会のスケジュールについて
		質問及び質疑の通告締切日を、定例会初日の本会議が終了
	1	

		した日の3日後から2日後へ変更することについて協議	
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について	
		(1) ICT活用の検討について	
		パソコン等へのメールによる情報伝達の実施について	
		は、その移行期間(資料等をパソコン等へのメール配信及	
		び机上配付を併用とする期間)を 28年 12月から 29年 3	
		月末までとすることを決定。29 年度から、原則として、	
		資料等(議員協議会や委員会の審議資料、パンフレット、	
		冊子を除く。)の机上配付は行わないこととすることを決	
		定(ただし、実施前に再度本格実施の開始日について確認)	
		タブレット端末の導入について、その方向性を協議。タ	
		ブレットの導入に係る方向性については、議会運営委員会	
		の下部組織として、「ICTに係るワーキンググループ(仮	
		称)」を設置し、その組織において、検討することについて、	
		28 年 12 月定例会以後の議会運営委員会に申し送ることを	
		確認	
		情報セキュリティに関するルール(会派用パソコンの利	
		用、ネットワークの利用、メールによる議員への情報伝達、	
		メール以外による情報伝達、幹事長の責務、ルールの見直	
41	平成 28 年	し等)を協議	
11	11月4日(金)	会派パソコンでのメールの送受信について、協議。タブ	
		レット端末の導入検討と同様、「ICTに係るワーキンググ	
		ループ(仮称)」での検討事項として、28年 12 月定例会以	
		後の議会運営委員会に申し送ることを確認	
		タブレット活用については、議員多数から講習会の希望	
		がある場合は、議会運営委員会において、講習会の開催を	
		検討するが、原則としては、会派内で教え合うことを確認	
		2 定例会のスケジュールについて	
		先例及び申し合わせ事項である質問及び質疑の通告締切	
		日については、定例会初日の本会議が終了した日の3日後か	
		ら2日後へ変更(29年3月定例会から)することを決定	
		3 特別委員会の継続について	
		「原子力防災・安全等特別委員会」及び「北陸新幹線誘致特	
		別委員会」の 28 年 12 月定例会以降の継続を決定(ただし、	
		北陸新幹線誘致特別委員会については、ルートが決定する	
		まで)	
		4 その他	
		FMまいづる活用ワーキンググループのメンバーについ	
		て、可能であれば28年度をめどに継続いただくことを確認	
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について	
42	平成 28 年	(1) ICT活用の検討について	
	11月14日(月)	情報セキュリティに関するルールについて、協議	
		(2) 委員会の活性化について	

	各委員会の1年間の活動実績等の公開について、協議		
		決定	
		(3) コミュニティFMの活用について	
		FMまいづるで放送する議会の番組を市議会ホームペ	
		ージでも聴けるよう、音源を掲載することについて協議、	
		決定	
		2 1年間の活動実績等について	
		議会運営委員会における1年間の活動実績及び申し送り	
		事項について、協議	
		(1回目)	
		1 12 月定例会の提出予定議案について	
		提出予定議案 17 件の説明を受け了承	
		2 12月定例会運営要領(案)について	
		運営要領について協議、決定	
	亚比 90 年	3 議案付託について	
43	平成 28 年	議案の付託について協議、決定	
	11月22日(火)	4 一般質問の順番について	
		一般質問の順番について確認	
		5 追加提出予定議案の取り扱いについて	
		追加提出議案の取り扱いについて確認	
		6 12月定例会初日の運営要領(案)について	
		12 月定例会初日の運営要領を協議、決定	
		(2回目)	
		1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について	
		(1) ICT活用の検討について	
		舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合	
	平成 28 年	わせについて、協議	
44	11月22日(火)	2 1年間の活動実績等について	
		1年間の活動実績及び申し送り事項について、協議、決定	
		3 その他	
		必要に応じて協議することを確認	
		1 12月定例会初日の運営要領(案)について	
	平成 28 年	議長選挙及び副議長選挙に際して所信表明を行うこととし	
45	11月25日(金)	て、12月定例会初日の運営要領の変更を協議、決定	
	11 /1 70 H (70)	また、所信表明の実施要領について、協議、決定	
•/		1 また、別信教明の美地安領について、励職、伏足	

※ 平成28年11月25日に決定した所信表明の実施要領は、下記のとおり。

議長及び副議長の選挙に係る所信表明実施要領

平成 28 年 11 月 25 日 議会運営委員会決定

#### 1 趣旨

この要領は、議長及び副議長の選挙に当たり、適任者を選出するため、立候補の所信表明を行う機会を設けることとして、その実施に必要な事項を定めるものとする。

2 所信表明の機会

議長又は副議長が欠員となった場合、議員協議会において、その選挙の立候補者の所信表明 を行う機会を設ける。

3 立候補及び所信表明の申出

議長及び副議長に立候補する議員は、立候補兼所信表明申出書(別記様式)により、議長に届け出なければならない。

議長及び副議長の立候補及び所信表明は、重複して申し出ることはできない。

- 4 所信表明を行う議員協議会の運営
  - (1) 開催日程

議長選挙、副議長選挙を行う本会議日に、本会議を休憩して行う。

(2) 開催場所

議場

(3) 所信表明の持ち時間

10分以内

(4) 所信表明に対する賛意表明等

所信表明会を行う議員協議会において、所信表明者に対して、拍手その他の方法により賛意を表し、または野次その他の方法により反意を表してはならない。

また、応援演説は行わないこととする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、所信表明の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議し、決定する。

(別記様式)

平成 年 月 日

舞鶴市議会議長 様

舞鶴市議会議員

(EJ)

立候補兼所信表明届出書

このたび、(議長・副議長)選挙に立候補し、所信表明したいので届け出ます。

#### (2) 委員会で提出した議案

①平成 27 年 12 月定例会 (2 議案)

No.		議 案 名
1	市議委第4号	原子力防災・安全等調査特別委員会の名称及び設置目的の変更 について
2	市議委第5号	北陸新幹線誘致特別委員会の設置について

#### 【参考:議員提案】

市議第1号 農業委員会委員の解任請求について(可決)

市議第2号 農業委員会委員の推薦について(可決)

市議第3号 市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部変更について(可決)

市議第4号 舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例(可決)

意第9号 国際平和支援法と平和安全法制整備法の廃止を求める意見書(否決)

意第 10 号 TPP 協定書作成作業から撤退し、調印しないことを求める意見書(否決)

決議第2号 使用済核燃料中間貯蔵施設建設に関する決議(可決)

決議第3号 住民の理解を得ないままの高浜原発3・4 号機の再稼働に反対する決議(否決)

決議第4号 高浜発電所3・4号機の再稼働に関する決議(可決)

#### **②平成 28 年 3 月定例会** (2 議案)

No.		議 案 名
1	市議委第1号	舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例
2	市議委第2号	舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

【参考:議員提案】

市議第1号 農業委員会委員の解任請求について(可決)

市議第2号 農業委員会委員の推薦について(可決)

#### ③平成28年6月定例会(委員会からの議案提出なし)

【参考:議員提案】

意第 1 号 国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減の ペナルティーをやめることを求める意見書(否決)

意第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(否決) 決議第1号 平成28年熊本地震に係る要望決議(可決)

#### **④平成28年9月定例会**(委員会からの提出議案なし)

【参考:議員提案】

意第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書 (可決)

#### 2 委員会活動計画に係る取り組み

#### (1) 重点事項

- ① 議会における危機管理の調査研究
- ② 第19期舞鶴市議会活動基本計画の進行管理
- ③ 常任委員会のあり方の調査研究
- ④ 議員定数及び報酬のあり方の調査研究
- ⑤ 議会基本条例の調査研究

#### (2) 先進地視察

No.	日程	視察先	調査内容
1	4月20日(水)	滋賀県大津市	・議会ミッションロードマップ及び議会
		基本条例について	
			・議会BCP(業務継続計画)について
			・ICTの活用について
2	4月21日(木)	三重県鳥羽市 ・災害時行動計画について	
			・ICTの活用について

※報告内容は別紙1のとおり

#### (3) 第19期舞鶴市議会活動基本計画

第19期舞鶴市議会活動基本計画の協議内容等

※現基本計画については、別紙2のとおり

※協議内容等については、<br/>別紙3<br/>のとおり

### (4) コミュニティFMの活用

議会運営委員会の下部組織として、平成28年7月20日に「FMまいづる活用ワーキンググループ」を設置し、当該ワーキンググループでの決定事項を尊重して、舞鶴市議会の情報発信の場として、FMまいづるを活用

### ① FMまいづる活用ワーキンググループの開催

No.	リードMまいうる 用催日	カ 容
	平成 28 年	1 座長・副座長の選任
1	7月20日(水)	座長に山本治兵衛議員、副座長に上羽和幸議員を決定
		1 ワーキンググループのあり方について
		・各会派の代表者として議論を進めていくことを確認
		2 放送内容について
	Ti-12 00 Tr	放送内容等について協議、決定
2	平成 28 年	①放送頻度…毎月1回放送、再放送も検討
	7月28日(木)	②放送形態…原則として録音、パーソナリティーとのイン
		タビュー方式
		③放送内容…年間プログラムを作成し、毎回1~2つのテ
		ーマを決定(15 分枠)
		1 確認事項について
		費用等について確認、放送頻度等について協議、決定
		今年度は11月上旬、1月上旬の2回とし、予算の執行状
		況により3月の放送を検討
3	平成 28 年	29 年度予算は毎月1回実施で要望し、予算の動向を注視
J	8月10日(水)	し検討する。
		2 第1回放送テーマについて
		第1回放送テーマについて協議、決定
		テーマ①:FM放送を開始するに当たって(議長)
		テーマ②:議会の仕組み(議会運営委員会委員長)
		1 情報発信のルールについて
4	平成 28 年	舞鶴市議会FMまいづる放送要項を確認
	8月22日(月)	
		平成 28 年 11 月 12 日(土)午前 10 時から
		1 議会運営委員会への報告について
	平成 28 年	舞鶴市議会FMまいづる放送要項、第1回放送日、年間プ
5	9月13日(火)	ログラム(案)を報告することを確認
		2 第1回放送原稿について
		締切は、平成 28 年 10 月 20 日(木) <b>1 第1回放送原稿の確認</b>
		I 第1回放送原稿の確認   第1回放送原稿を確認
	平成 28 年	2 第1回放送収録日について
6	10月25日(火)	2   <b>第「日放とな場口に 30</b>   C
		送スタジオにおいて収録
		3 番組タイトルについて
	•	

「こんにちは!舞鶴市議会です!」に決定			
4 その他			
	放送開始の広報を報道機関へ周知		
	まいづるメール配信サービスにより広く周知		
亚战 99 年	第1回放送収録		
	場所:FMまいづる放送スタジオ		
11月2日(水)	時間:午前10時		
	第1回放送		
	テーマ及び出演者		
平成 28 年	テーマ①FM放送を開始するに当たって:桐野議長		
11月12日(土)	テーマ②議会の仕組み:山本議会運営委員会委員長		
	放送時間		
	午前 10 時から(15 分)		
	1 第1回放送の反省点について		
Ti l) oo tr	第1回目放送の反省		
	2 第2回放送日について		
	第2回放送日について協議、決定		
	第1希望: 平成 29 年 1 月 21 日 (土) 午前 9 時~12 時の間		
	第2希望:平成29年1月21日(土)午後1時~		
11月22日(火)	3 第2回放送テーマ・出演者について		
	第2回放送テーマと出演者について、協議、決定		
	テーマ①:新議長挨拶、12月定例会の報告		
	テーマ②:2常任委員会の紹介		
	出演者:議長、総務文教委員会委員長、経済消防委員会委員長		

### ② FMまいづる活用ワーキンググループ(各会派代表 5人)

座長	山 本 治兵衛	創政クラブ議員団
副座長	上羽和幸	公明党議員団
委員	小 杉 悦 子	日本共産党議員団
委員	鯛慶一	新政クラブ議員団
委員	松 岡 茂 長	鶴翔会議員団

### (5) ICT活用

本市議会として実施が考えられる I C T 活用の取り組みについて、I C T 活用に関する検討会(平成 27 年 11 月 27 日設置)を設置し、協議

### ① ICT活用に関する検討会の開催

No.	開催日		内 容	
1	平成 27 年	1	正副座長の選出について	
	11月27日(金)		座長に上羽和幸委員、副座長に今西克己委員を選出	
9	平成 28 年	1	検討会の進め方等について	
2	2月29日(月)		ICTに係る知識の習得、ICT活用に係る調査研究を行	

		い、本市議会において実施が見込める取り組みを、議会運営		
		V、本印職会において実施が免込める取り組みを、職会連貫		
		安貞云に報告すること、ICIG用の現状調査、調査に基づ く段階的な勉強会、情報セキュリティ研修、先進事例研究、		
		タブレットの活用に関するセミナーと操作体験などを行っ		
		ていくこと、10月には議会運営委員会へ報告することを決定		
	   平成 28 年	1 議会におけるタブレットの活用について		
3	5月23日(月)	外部講師によるタブレット活用事例等の講義とタブレッ		
		トの操作体験を実施		
	<b>ぜよのた</b>	1 ICTに関する基礎について		
4	平成 28 年 7月 21 日 (木)	事務局職員によるICTに関する基礎的な知識の習得を		
		目的とした説明を実施		
Ti. Dao Fr		1 情報セキュリティについて		
5	平成28年8月22日(月)	情報システム課職員による情報セキュリティに関する講		
		義を実施		
Ti th 00 /T		1 本市議会における取り組み(案)について		
6	平成 28 年 8月 30 日 (火)	議会運営委員会へ報告するICT活用の取り組み内容に		
		ついて協議		
		1 議会運営委員会への報告について		
		本市議会で実施が考えられるICTに関する取り組みを、		
	平成 28 年	パソコン等へのメールによる情報伝達、タブレット端末の導		
7	9月13日(火)	入、グループウエア等による情報共有、情報セキュリティに		
		関するルールづくりとし、それぞれ具体的に検討されるよう		
		議会運営委員会へ報告することを決定		

### ② ICT活用に関する検討会(28人)

座長	上羽和幸	公明党議員団
副座長	今 西 克 己	新政クラブ議員団
委員	他 26人	

#### 3 申し送り事項

### (1) 第19期舞鶴市議会活動基本計画に関わる事項

① 計画の進行管理について

取り組み実績を踏まえて、引き続き、計画の進行管理を行っていただきたい。

#### ② 意見交換会について

申し送り事項については、<mark>別紙4</mark>のとおり

#### ③ 監視機能の充実について

申し送り事項については、<mark>別紙5</mark>のとおり

④ 常任委員会のあり方、議員定数及び報酬のあり方の検討組織について

平成28年9月8日「議会運営委員会」で検討していくことを決定したため、 早期に検討を始められたい。

#### ⑤ 議会における危機管理について

市の地域防災計画(原子力災害対策編)の改正後、「議会における災害対応 について(暫定版)」に、「原子力災害対策編」を加えることを協議いただき、 舞鶴市議会の危機管理について、正式に策定されたい。

#### ⑥ ICTの活用について

- ・ タブレットの導入に係る方向性及び会派パソコンでのメールの送受信に ついては、議会運営委員会の下部組織として、「ICTに係るワーキング グループ(仮称)」を設置し、その組織において、検討されたい。
- タブレット活用については、議員多数から講習会の希望がある場合は、 議会運営委員会において、講習会の開催を検討されたい。
- ・ 舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせについては、 平成29年速やかに取り決められたい。

#### ⑦ 議会基本条例の検討について

これまでからの活動を継続していくためにも、議会基本条例の具体化を図ることが望まれる。

#### (2) その他

・ 政務活動費について

舞鶴市議会政務活動費の運用指針について、見直しをするかどうか、今後 整理されたい。

#### 委員名簿(9人)

委員長	山 本 治兵衛	創政クラブ議員団
副委員長	和佐谷  寛	新政クラブ議員団
委員	今 西 克 己	新政クラブ議員団
委員	上羽和幸	公明党議員団
委員	亀 井 敏 郎	鶴翔会議員団
委員	小 杉 悦 子	日本共産党議員団
委員	高 橋 秀 策	創政クラブ議員団

委員	谷 川 眞 司	創政クラブ議員団
委 員	水嶋一明	新政クラブ議員団

### 議会運営委員会調査視察委員長報告 (平成 28 年 5 月 23 日議員協議会報告内容)

#### 調査視察報告書

平成 28 年 4 月 27 日 議 会 運 営 委 員 会

日 程	平成28年4月20日(水)~21日(木)
	滋賀県大津市(20日午前10時~12時、午後1時~3時)
	<ul><li>大津市議会ミッションロードマップについて</li></ul>
視察先	・ 議会BCP(業務継続計画)について
及び	三重県鳥羽市(21日午前10時~12時)
調査項目	・ 災害時行動計画について
	・ ICTの活用について
	桐野正明議長、山本治兵衛委員長、和佐谷寛副委員長、今西克己委員、
参加委員等	上羽和幸委員、亀井敏郎委員、小杉悦子委員、高橋秀策委員、谷川眞司委員、
	水嶋一明委員
	滋賀県大津市議会
	対応:大津市議会議事調査課
	○大津市議会ミッションロードマップについて
	【説明概要】
	議員任期4年間における議会活動に対する市民への説明責任を果たし、大津市議
	会基本条例を具現化するため、議会版実行計画となる「大津市議会ミッションロー
	ドマップ」を策定し、市議会の「見える化」を図っている。
	【質疑応答(主なもの)】
	「ロードマップにおいて、議会から土地利用基本条例や交通基本条例などの政策
	条例を提案することについては、そのテーマに専門的な知見が必要な事項が多いよ
	うに感じるが議会として立案するテーマとなりうるのか。」また、「専門的な知見が
	必要な場合は、執行機関(市長)からの提案が妥当ではないか。」との質疑に対して、
調査概要	「条例の提案は、議会・執行機関(市長)の双方ができることとなっている。市長
WHI THE POLICE	から提案された条例と違い、意思決定機関である議会において政策条例を提案する
	ことは、立案から制定に至る経緯に議員が直接携わることとなるため、一定意義が
	あるように感じる。」また、「専門的な知見が必要なテーマについては、概ね 1 年間
	の調査研究機関を設けて検討している。」とのことであった。
	○議会BCP(業務継続計画)について
	【説明概要】
	大津市議会においては、大規模災害の発生などにより非常時に対応すべき議会や
	議員の役割、行動方針などを定めた業務継続計画(BCP)を定めている。議会B   CPを等字したことにより、災害時における知期対点の真度化が図られ、案議や執
	C P を策定したことにより、災害時における初期対応の高度化が図られ、審議や執     行機関への監視など議会としての機能を維持し、市民ニーズを的確に反映した早期
	11機関への監視など議会としての機能を維持し、旧氏ーースを的確に反映した早期     の災害復旧・復興が図られている。
	V/火市後旧 * 後央が凶り41 C V ' る。

#### 【質疑応答(主なもの)】

「BCPにより議会で設置を定めている災害対策会議に、情報を一元化することは有効と感じる。また、通年会期制により災害発生時において、議会の権能が一定果たせていることも理解できる。しかしながら、執行機関が災害対応に手をとられる中での議会対応を懸念するがどうか。」という質疑に対して、「大津市議会のBCPは、市長の専決処分については一定理解するが、議会への説明責任と審議を欠く専決処分を了としなかった。」とのことであった。

#### 三重県鳥羽市議会

対応:鳥羽市議会事務局議事係

#### ○災害時行動計画について

#### 【説明概要】

鳥羽市議会の災害時行動計画は、災害時における行動の基本を定めることにより、 議事機関としての責任を果たすことを目的としている。

#### (計画の特徴的な考え方)

- ①大規模災害時に限定せず、鳥羽市地域防災計画における警戒体制を基に災害 を想定していること
- ②通年会期制を採用していることなどから、災害発生時に議会としての任意の会議体は設けず、既存の本会議と委員会、全員協議会で対応していること
- ③大規模災害時の交通途絶等を想定し、無理に早期の議会参集を義務付けず、 なるべく各議員の地域における活動を優先させていること
- ④議会事務局職員は、災害時は市の防災計画に配備されていることから、議会 においては既存の枠組みを変えずに対応していること

#### 【質疑応答(主なもの)】

「災害発生時における議案の専決処分と議会審議のバランスをどのように考えているのか。」との質疑に対して、「議会の機能を維持するために通年会期制としているため、台風被害を受けた際に早期に国からの災害復旧補助申請に対応できた事例がある。災害発生時の議会審議の際は、議案を上程した関係部署の職員のみが出席し、災害の復旧に影響が出ないようにしている。」とのことであった。

#### ○ⅠCTの活用について

#### 【説明概要】

鳥羽市議会においては、財政の厳しい中で、費用をできるだけ抑えて大きな効果を生み出す手法を模索した結果、無料のインターネット放送配信サービスであるUSTREAM(ユーストリーム)を議会のインターネット中継として活用するなど全国的にも先進的な地方議会として注目を集めている。

#### 【質疑応答(主なもの)】

i pad の通信料については、2分の1を補助(インターネット通信料・プロバイダー利用料(ただし、1回線分に限る。)) するなど「政務活動費の手引き」に基づき対応しているとのことであった。

# 第19期 舞鶴市議会活動基本計画

平成27年5月策定平成27年9月改正平成28年2月改正平成28年5月改正平成28年6月改正平成28年6月改正平成28年11月改正舞鶴市議会

# 目 次

1	計	迪	策	疋	0)	趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	計	画	の	位	置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	計	画	の	期	間			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	計	画	の	内	容			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	計	画	の	進	行	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
別表	議 1		活動 市民				た議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	Ī	議会	機能	能の	)充:	実			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	2	効率	的	• 䓖	カ果!	的な	議	会	運	営		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
参考	用	語	解診	Ź				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

### 1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方分権が進展し、地方公共団体の自己 決定・自己責任の範囲は拡大され、地方公共団体の果たす役割は、以前にもまして重要 なものとなってきています。

平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、今後、地方版総合戦略が各地方公共団体で策定される状況にあります。

そのような中、二元代表制の一翼を担う地方議会は、多様な民意を反映しつつ、執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能の更なる充実・強化を図り、市 民福祉の向上に取り組んでいくことが求められています。

舞鶴市議会においては、第18期(平成22年12月5日から平成26年12月4日まで)において、本会議のインターネット中継や議会報告会・意見交換会などを実施するとともに、総合計画を議決事件とするなど、市民に開かれた議会の実現や監視機能強化など、様々な取組を重ねてきたところです。

第19期(平成26年12月5日から平成30年12月4日まで)は、既に始動しており、平成27年3月定例会においては、「交流人口300万人・経済人口10万人」都市を目指す「舞鶴市総合計画・後期実行計画(平成27年度から平成30年度まで)」の策定、「心豊かに暮らせるまちづくり」「安心のまちづくり」「活力あるまちづくり」を推し進める「舞鶴版地方創生」の実現に向け力強くスタートを切るための平成27年度予算等を可決したところです。

そのような中、第19期の議会活動については、今後、その目指すべき方向性と、基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考えます。

そのため、今期に本市議会として、活動の指針となる「第19期舞鶴市議会活動基本計画(以下「計画」という。)」を策定し、それに基づいて活動しようとするものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、第19期の議会が取り組む活動の指針とするものであり、議会活動の目的を明確にし、実践するものです。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年5月から平成30年11月までとします。

### 4 計画の内容

この計画における活動の基本となる目標を、

「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」とし、その 実現のために、別表に定める具体的な取組を進めるものです。

#### 1 市民に開かれた議会

市民に本市議会の活動に関する情報を積極的により分かりやすく提供するととも に、市民の意見を聴き、精査し、議会審議と市政に反映させていくため、市民にとっ て開かれた議会を目指すものです。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 意見交換会の検討
- (2) 議会ホームページの充実
- (3) 市議会だよりの充実
- (4) 議案、資料等の公開の検討
- (5) FMまいづるの活用
- (6) 児童生徒の議会学習会の開催の検討
- (7) 議会の仕組み(冊子)の充実
- (8) 日曜議会の検討
- (9) 議会中継映像配信の拡大(平成27年9月追加)
- 10 委員会の視察結果報告(平成28年2月追加)

#### 2 議会機能の充実

執行機関の事務事業について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・ 評価し、意見を述べるため、議会機能の充実、特に、委員会審査の充実を図るもので す。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 監視機能の充実
- (2) 委員会の活性化
- (3) 議員力の向上
- (4) 議会図書室の充実
- (5) 議会事務局の機能強化

#### 3 効率的・効果的な議会運営

市政の課題に対して的確な審議を行い、市民に分かりやすい議会運営(活動)を行うため、議会運営(活動)を通して、そのあり方を検討し、効率的・効果的な議会運営を目指すものです。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 常任委員会のあり方の検討
- (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討
- (3) 議会における危機管理の検討
- (4) 先例集等の見直し
- (5) ICT活用の検討
- (6) 質問方式等の検討
- (7) 議員協議会のあり方の検討
- (8) 議会基本条例の検討
- (9) 政策条例提案の手続等の検討

### 5 計画の進行管理

この計画の進行管理は、取組の進行状況をみて議会運営委員会で行うものとします。 また、計画最後の年は、取組実績の総括を行い、改善策等を付して次期第20期(平成 30年12月5日から平成34年12月5日)に申し送ることとします。

# 議会活動計画項目

### 1 市民に開かれた議会

1百 口	内容		年別(	り工程	
項目	内 容	H27	H28	H29	H30
(1) 意見交換会の検討	市民又は市民団体との意見交換会の検 証を行った上で、次の意見交換会につ いて検討します。	実施 検討 軈続	実施	実施	実施
	議会日程の掲載 ※定例会等の運営要領のほか、議長日程や閉会中の会議についても掲載します。	検討実施	実施	実施	実施
(2) 議会ホームページの 充実	視察報告・視察受入項目等の掲載 ※委員会の視察報告や本市議会での視察受入の市議会・視察日時や項目等 を掲載します。	検討実施	実施	実施	実施
	デザイン変更(リニューアル)	検討 ‱ 沈	ディン樹 実施	実施	実施
(3) 市議会だよりの充実	掲載内容の検討 ※委員会視察報告や議会傍聴に係る掲載等について検討します。	検討態施統	実施	実施	実施
(の) 開戦公によりの元天	配布方法の拡大 ※スマートフォンアプリによる配信などを検討し ます。	検討実施	実施	実施	実施
(4) 議案、資料等の公開の 検討	市議会から、「ジー等での公開の検討 ※本会議及び委員会においての審議資料の公開について検討します。	検討態施統	実施	実施	実施
(5) FMまいづるの活用 ※平成28年11月 「コミュニティFM」を「FMま いづる」に変更	議会情報の受発信のツールとして、舞鶴のコミュニティFMを活用します。	検討	検討実施	実施	実施
(6) 児童生徒の議会学習会 の開催の拡大	各小中学校及び高等教育機関の在校生の 学習の一環として、議会の役割について 学ぶ機会の提供を拡大します。	検討実施	実施 (実績 なし)	実施	実施
(7) 議会の仕組み(冊子)の充実	議会の仕組み(冊子)の内容を充実させ、 議会に対する理解と関心を高めます。	検討 ‱施	実施	実施	実施
(8) 日曜議会の検討	市民の議会への関心を高めるため、休日 に議会を開会することを検討します。	検討 栽藤族	_	_	_
(9) 議会中継映像配信の拡 大	モニター設置場所の追加 ※モニターの設置場所を本庁・西支 所・加佐分室に中総合会館を加え、 市内4カ所とします。	検討跳続	未実施を決定	_	_
※平成27年9月追加	インターネット配信システムの変更 ※スマートフォン及びタブレットにお いても本会議視聴を可能とします。	検討 ‱流	実施	実施	実施

(10) 委員会の視察結果報 告 ※平成28年2月追加	委員会において、委員が視察結果(所感等)を報告します。	_	検討実施	実施	実施	
-----------------------------------	-----------------------------	---	------	----	----	--

### 2 議会機能の充実

項目	内 容	年別の工程							
以 口 ————————————————————————————————————	P1 谷	H27	H28	H29	H30				
(1) 監視機能の充実 ※平成28年6月 進捗状況の説明を受け る時期を9月定例会決算	後期実行計画の点検評価 ※計画の進捗状況を点検評価し、意見 を述べます。	検討 (平 28年 からか 検討 決定)	検討実施	実施	実施				
審査と同時にしないこと に変更 ※平成28年11月 「監視」を「点検評価」に 変更	個別計画の点検評価 ※監視すべき個別計画を委員会ごと に定め、その計画の進捗状況を点検 評価し、意見を述べます。	検討 (平年 からの 検討 決定)	検討実施	実施	実施				
	委員会の計画的な運営 ※委員会の運営は、委員会年間活動計画に基づくものとし、その運営に係る評価・改善策をもって、役員改選後の委員会へ申し送ります。 第20期へは、第19期の通任期(4年)の総括をした上で、改善策等を申し送ります。	検討 実施を決定	実施	実施	実施				
<ul><li>(2) 委員会の活性化</li><li>※平成28年11月</li><li>「議員間自由討議」の「自</li></ul>	市内現地視察の実施 ※委員会年間活動計画に基づき、所管 事項に係る市内の状況把握を充実 するため、市内現地視察を実施しま す。	検討 実施を決定	実施	実施	実施				
由」を削除	参考人制度の活用 ※専門的な意見等を参考とするため、 参考人制度を積極的に活用します。	検討 翻を	活用	活用	活用				
	附帯決議の活用 ※議会として必要な要望事項を執行 機関に伝えるため、附帯決議の活用 を図ります。	検討 : ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	活用 (実績 なし)	活用	活用				
	議員間討議の検討 ※論議を活性化する中で、合意形成を 図るため検討します。	検討実施	実施 (実績 なし)	実施	実施				
(3) 議員力の向上	議会・議員に関する研修会・講演会に 積極的に参加します。	検討実施	実施	実施	実施				

(4) 議会図書室の充実	蔵書の充実を図るとともに、検索機能 を充実させた目録を整備し、利用の拡大 を図ります。	検討紫藤族	実施	実施	実施
(5) 議会事務局の機能強化	議会の監視・調査機能及び議員の政策 提案機能の強化、拡大を図るため、議 会事務局機能の充実強化を図ります。	検討 寐跳 を沈	充実強化	充実強化	充実強化

# 3 効率的・効果的な議会運営

- TT - D	h	年別の工程						
項目	内容	H27	H28	H29	H30			
(1) 常任委員会のあり方の	常任委員会の検討 ※4つの常任委員会について、これま での活動実績等を踏まえ、所管事項 及び委員会数などについて検討し ます。	検討 (平 (28年 から (対対) (決定)	検討 (平型 (29年 から討を 決定)	検討(決定)				
検討	常任委員会の審査方法見直しの検討	検討 (平年 からかを 検討定)	検討 (平 29年 から 検討 決定)	検討				
(2) 議員の定数及び報酬の あり方の検討	次期改選に向け、現 28 人の定数及び 報酬について検討します。	検討 (平 28 から 検討 決定)	検討 (平) (29年) (29年) (29年) (29年) (29年) (29年)	検討 (決定)				
(3) 議会における危機管理	災害発生に伴う議会運営のあり方を 検討します。	検討実施を決定	内容を 検討 一部 実施	実施一部員	実施			
の検討	災害発生時の議員行動のマニュアル 化を検討します。	検討実施を決定	内容を 検討 一部 実施	実施一部検討	実施			
(4) 先例集等の見直し	毎定例会終了後に見直すことを基本 として、必要があるときは、議会運営 委員会等において見直しを行います。	検討実施	実施	実施	実施			
(5) ICT活用の検討	執行機関からの報告資料や会議資料 などをペーパーレス化するとともに、 情報の共有化を図るため、タブレット 等ICTの活用を検討します。	検討 樹会選 を決定	検討	検討 一部 実施				

(6) 質問方式等の検討	代表質問と一般質問の性質の違い等 による質問方式や質問時間のあり方 等について検討します。	検討実施	実施	実施	実施
(7) 議員協議会のあり方の 検討	執行機関からの出席者や質問(当日の 執行機関からの報告を除く。)の事前 通告制を検討します。	検討実施	実施	実施	実施
(8) 議会基本条例の検討	議会活動基本計画を実行する中で、基本条例について具体的に検討します。	検討	検討	検討	検討
(9) 政策条例提案の手続等 の検討 ※平成28年5月追加	政策条例提案をする場合の政策条例 審議までの流れを整理するとともに、 舞鶴市議会パブリック・コメント手続 要綱を策定します。	_	検討実施	実施	実施

<sup>※</sup> 年は、12月から翌年11月までとします。ただし、平成27年は、5月から11月までとします。

#### 参考 用語解説

多有 用品件试	
用語	解說
ICT	Information and Communication Technologyの略称で、情報処理及び情報通信のことで、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称
参考人制度	当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる制度(地方自治法第115条の2第2項)
スマートフォンアプリ	スマートフォン(高機能携帯電話)で作動する特定の用途・目 的・業務のために作られたコンピュータのプログラム 例えば、「議会だより」でのアプリは、「マチイロ」
タブレット	通信機能を備えた平板状の携帯端末で、片面がタッチパネルに なっており、画面に指を触れて操作するタイプのコンピュータ
附带決議	審議の対象である事件の議決に当たって、付随的に付けられる 意見又は要望の決議

# 第19期舞鶴市議会活動基本計画(平成27年12月~28年11月)の実績等について

通し	通し	基本計画の項目	平 成 2 8 年 (平成 27 年 12 月~平成 28 年 11 月)決 定 事 項 等	<b>平成28</b> (平成27年12月~	
No.	No.	(内容)		協議日	結果
1市民に開かれた議会 <b>1</b>	1	(1) <b>意見交換会の検討</b> 市民又は市民団体と 可能を で、次で 大上で、次で検 で、次で検 記 で も も も も も も も も し ま す 。 と し ま す 。 も し ま す 。 も し ま す 。 も り も り も り も り も り も り も り も り も り も	<ul> <li>●平成27年に引き続き、意見交換金を実施</li> <li>●意見交換会の方向性や運営方法の改善等について検証 平成29年の意見交換会の方向性や運営方法の改善等については、別紙1の意見が出されたことを十分踏まえた上で、検討されたい。</li> <li>《内容》         <ul> <li>テーマ、対象団体等については、3ページを参照</li> <li>7月に市内団体等との意見交換会を4つの常任委員会を単位とした4班編成で実施・意見を飲会の結果を9月定例会の質問、決算審査のほか、10月に実施する「辨薦市総合計画後期実行計画」及び「例別計画」を監視する委員会にも中かすこととして実施・情報を実有するため、議員の積極的な傍聴を確認して実施・意見交換会の実施結果を報道機関、市議会だより、市議会ホームページで公開。各座長から担当部長へ提出</li> </ul> </li> <li>*参考*  舞鶴市議会意見交換会実施要領 (平成28年1月13日議会運営委員会決定)         <ul> <li>1自的</li></ul></li></ul>	【実施】 7/13·19· 20·21 【協議等】 12/18 1/13 3/25 6/10 7/28 8/24 10/28	実工8当施 ( H28施 )

#### 5 内容

- (1) 意見交換会は、テーマを設けて開催し、議会の活動報告も行うものとし、次第は概ね次のとおりとする。 なお、時間は1時間30分から2時間程度とする。
  - ① 挨拶(対象団体代表、議会)
  - ② 意見交換
- (2) 意見交換会のテーマは、対象団体と調整の上、議会運営委員会において決定するものとする。
- (3) 議会の活動報告は、資料を作成し、挨拶の中で行う。

#### 6 資料

資料は、既存資料を活用するものとし、各班代表者で協議して、対象団体への配付用資料及び議員用資料を準備する。

#### 7 役割分担

- (1) それぞれの意見交換会の運営は、各班の議員で行い、司会進行、議会活動報告(挨拶)、記録、報告書作成などを分担する。
- (2) 開催に当たっては、運営方法を班代表者が対象団体と協議する。
- (3) 開催日程の調整及び資料印刷等の準備は事務局で行う。

#### 8 開催の周知方法

ホームページ、市議会だより、広報まいづる、案内チラシに開催場所、日時、テーマ、対象団体等を掲載して周知する。

#### 9 実施後の報告

- (1) 意見交換会終了後、速やかに班から議長に報告書を提出する。なお、報告書は、意見交換の内容、出された意見要望等について、要点を簡潔に整理して作成するものとする。
- (2) 市議会報には意見交換会を実施した旨、及びその概要を簡略に記載する。
- (3) 意見交換会の実施結果については、ホームページで公開する。

### 10 意見要望の対応方法

- (1) 意見交換会で出された意見要望は、議員全員でその情報を共有する。
- (2) 提出された意見要望の対応は、各班で行い、必要に応じて対象団体に報告する。
- (3) 議会として対応すべき意見要望がある場合は、その意見要望を各班から議長に提出し、議長において、その対応方法を検討する。
- (4) 当局に伝えるべき案件は、当局にその内容を報告する。

### 11 運営方法の改善等の検討

各班代表者で協議し、議会運営委員会で決定する。

### 12 公開の取り扱い

原則として、公開とする。

### 13 その他

実施要領に記載のほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

# 平成 28 年舞鶴市議会意見交換会について

• 内容等

※桐野正明議長は、オブザーバー

班名	参加議員	テーマ	対象団体等	開催日時	会場
総務文教班	岸田圭一郎(座長) 後野 和史 杉島 久敏 高橋 秀策 西村 正之 眞下 隆史	子どもたちの夢達 成に向けたサポー トについて	舞鶴市PTA連絡協議会参加者:8人 参加者:8人 ※オブザーバーとして城北及 び加佐中学校校長が出席	7月19日(火) 午後6時30分~	舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室
経済消防班	谷川 眞司 (座長) 伊田 悦子 伊藤 清美 今西 克己 上野 修身 松田 弘幸	商店街の振興について	東舞鶴商店街連盟 舞鶴商工振興会 舞鶴クリエイティブアソシエ ーション KOKIN 参加者:8人	7月20日(水) 午後7時~	舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室
民生環 境班	和佐谷 寛 (座長) 上羽 和幸 尾関 善之 亀井 敏郎 小杉 悦子 鯛 慶一 山本治兵衛	よりよい保育環境づくりについて	舞鶴市民間保育園連盟参加者:12人	7月21日(木) 午後3時~	舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室
建設班	福村 暉史 (座長) 石東 悦子 肝付 隆治 小谷 繁雄 田村 優樹 林 三弘 水嶋 一明	舞鶴・これからの まちづくりについ て	舞鶴工業高等専門学校 建設システム科4年生 参加者:18人	7月13日(水) 午後3時~	舞鶴工業高等専門 学校 大会議室

※意見交換会の報告内容については<mark>別添各班報告書</mark>のとおり

2	議会日程の 掲載 ※定例会等の 運営要領の日程 が、議長の日程 か、ます。 はついても 載します。	<ul> <li>●平成 27 年から引き続き、市議会ホームページへ議会日程を掲載</li> <li>≪内容≫</li> <li>議長日程等を掲載する。</li> <li>・議 長 日 程 : 決定翌日に約3カ月後を目途として掲載</li> <li>・閉会中の会議 : 開催の公開段階で掲載</li> <li>・掲載開始時期 : 平成 27 年 8 月 26 日から実施</li> </ul>	_	実施 工程 H28当初 実施
3	(2) 議会ホームページの 視察報告・ 現際報項 場 で 掲数 の ※ 数 の ※ 数 の ※ 数 の ※ 数 の ※ の ※ の り の り の り の り の り の り の り の り			実施 工程 H28当初 実施
	<ul><li>充 察報告や本市</li><li>実 議会での視察</li><li>受 入 の 市 議</li></ul>	<ul> <li>●平成 27 年から引き続き、市議会ホームページへ<u>視察受入項目等</u>を掲載</li> <li>●市議会ホームページリニューアルを受けて、平成 28 年 4 月 27 日から市議会ホームページに<u>市の施策紹介</u>を掲載</li> <li>《内容》</li> <li>視察受入項目等を掲載する。</li> <li>・視察受入案内を掲載</li> <li>・視察受入実績(平成 26 年度分から)を月末に一括して掲載</li> <li>・市の施策紹介(行政視察受入メニュー)を掲載</li> <li>・掲載開始時期: ①視察受入メニュー)を掲載</li> <li>・掲載開始時期: ①視察受入実績・案内: 平成 27 年 8 月 26 日から</li> <li>②市の施 策 紹 介: 市議会ホームページリニューアル(28 年 4 月 27 日)後に掲載</li> </ul>		実施 工程 H28当初 実施

5		<b>デザイン変更</b> (リニューアル)	●市のホームページリニューアルと合わせて、平成 28 年 4 月 27 日から市議会ホームページをリニューアル  《内容》 開設場所:市ホームページ内 主な掲載内容: ・正副議長の紹介 ・議員名簿 ・委員会の構成等 ・議長日程 ・議運、常任、特別、議会報、会派視察報告(新規に追加) ・視察受入案内 ・視察受入実績 ・市の施策紹介(行政視察受入メニュー)を掲載(新規に追加) ・本会議及び常任委員会の資料(新規に追加)・報道発表資料(会議のお知らせや議会運営委員会等の決定事項等)(新規に追加) ・近年の議会活性化の取り組み(新規に追加)・第19期舞鶴市議会活動基本計画 ・意見交換会(これまでから意見交換会の実施決定後に掲載)・FMまいづるを活用した議会番組に係る音源(新規に追加) ・委員会における活動実績等(新規に追加) ・議会における災害対応について(暫定版)(新規に追加) ・議会中継(ライブ映像・録画映像) ・会議録 など	4/27 11/14	デザイン検討 実施 工程 33 対 デザイン検 デザイン検 デザイン検
6	(3) 市議会だよりの会	<b>掲載内容の</b> 検討 ※委告に係る ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul> <li>●平成 27 年の決定事項に基づき、市議会だよりへ<u>視察報告・議会傍聴案内</u>を掲載</li> <li>①委員会視察報告 : 4常任委員会:まいづる市議会だよりNo.148 (平成 28 年 6 月定例会号) に掲載2 特別委員会:まいづる市議会だよりNo.147 (平成 28 年 3 月定例会号) に掲載</li> <li>②議会傍聴に係る案内記事の掲載 : 平成 28 年は、まいづる市議会だよりNo.147 (平成 28 年 3 月定例会号) に掲載</li> <li>《内容》</li> <li>委員会視察報告を掲載する。</li> <li>・対 象 : 常任委員会及び特別委員会</li> <li>・執 筆 者 : 委員長</li> <li>・ページ数 : 現行を基本とし、そのときの情報量や内容を見極めて決定</li> <li>・掲載開始時期:平成 28 年から</li> <li>議会傍聴に係る案内記事を掲載する。</li> <li>現段階では、現状どおり傍聴案内の記事を掲載</li> </ul>		実施 工程 H28当初 実施
7	· 完	<b>配布方法の</b> 拡大 ※スマートフォンアプリによる配信などを検討します。	<ul> <li>●平成 27 年から引き続き、スマートフォンやタブレットのアプリによる配信を実施 ※「i広報紙」のアプリ名が、現在は、「マチイロ」に変更されている。</li> <li>≪内容≫ スマートフォンアプリによる配信をする。 ・「i 広報紙」(現在は、「マチイロ」) による配信を議会だより発行と同時期に行う。 (「マチイロ」は民間業者の運営で利用料は無料。)</li> <li>・配信開始時期:市議会だより№ 144 の発行日(平成 27 年 11 月 6 日) から配信</li> </ul>		実施 工程 H28当初 実施

(4) 議案、資料 公開の検討 市議会ホームハ゜ーショ の公開の検討 ※本会議及び委 においての審 料の公開につ 検討します。	<ul> <li>●平成 28 年 6 月定例会から議案に係る資料等を申議会ホームペーシに掲載</li> <li>等で</li> <li>(内容》</li> <li>市議会ホームページで公開する。</li> <li>対 象 : 本会議及び常任委員会の資料</li> <li>ただし、個人情報保護の観点から、住所・氏名を記載しない取り扱いとする。</li> <li>・公開場所 : 市議会ホームページ・図書室・市政情報コーナー・プレス</li> </ul>	_	実施 工程 H28当初 実施
(5) FMまい 活用 議会ルンディFMを 強いでで、活 でで、活 が、では、こので、活 でで、ででででででででです。 ※平コをにででででです。 ※平コをにできる。 ※平コをにできる。	現在のメンバーは、平成 28 年度未をめどに継続いたたく。  *参考* FMまいづるの活用に関する検討会の設置について(平成28年7月20日議会運営委員会決定)  1 名称 FMまいづるの活用に関する検討会  2 設置目的  FMまいづる (TO777RN-FM まいづみエフェムほうそう) の本市議会における活用に向けた具体的な検討及び情報発信に供	2/22 3/8 5/12 5/27 6/10 6/28 7/20 10/4 10/28 11/4 11/14	検実 工28対 (

#### 5 設置時期等

平成28年7月20日に設置することとし、座長が適宜招集して検討会を開催する。

第1回放送(第2回放送は、詳細は未定であるが、平成29年1月に実施予定)

番組名 こんにちは!舞鶴市議会です!

放送日時 平成28年11月12日(土)午前10時から(15分間)

放送内容 テーマ①「FM放送を開始するに当たって」(出演者:議長)

テーマ②「議会の仕組み」(出演者:議会運営委員会委員長)

放送収録日 平成 28 年 11 月 2 日 (水) 午前 10 時から

収録場所 FMまいづる放送スタジオ (舞鶴市西市民プラザ)

### 平成29年度の年間放送プログラム(案)

月	テーマ①	テーマ②
4月	3月定例会 議会報告	議会のあれこれ
5月	常任委員会審査報告(2委員会)	常任委員会審査報告(2委員会) 6月定例会の案内(日程程度)
6月	6月定例会 議会案内(主な議案紹介など含む)、傍聴の案内	議会のあれこれ
7月	6月定例会 議会報告	委員会審査報告
8月	議会改革の状況	意見交換会の報告 (4班の概略)
9月	9月定例会 議会案内(主な議案紹介など含む)	議会のあれこれ
10月	9月定例会 議会報告	議会のあれこれ
11月	常任委員会審査報告(2委員会)	常任委員会審査報告(2委員会) 12月定例会の案内(日程程度)
12月	議長あいさつ、議会あれこれ	12月定例会 議会案内(主な議案紹介など含む)
1月	12月定例会 議会報告	委員会審査報告
2月	議会改革の状況	議会のあれこれ
3月	3月定例会 議会案内(主な議案紹介など含む)	議会のあれこれ

### 【議会のあれこれ】

- ・市議会の役割・定例会、臨時会・常任委員会、特別委員会・代表質問、一般質問、一括、一問一答
- ・会派、質問時間・議会の仕事・正副議長の決め方、任期・開かれた議会、議会中継
- ・議会報の案内、原稿作成、編集、発行・・意見書、請願・・議会傍聴・議会危機管理の取組
- ・政務活動費、議長交際費・議員定数、報酬、検討の経過・議会ホームページなど

(6) 児童生徒の議会の開催の開催の開催の開催の開催の開催の開催の開催の関連を受ける。 (6) 児童生徒の開催の開始を対し、 (6) 児童生徒の関係を対し、 (6) 児童生徒の関係を対して、 (6) 児童生徒の関係を対し、 (6) 児童性を対し、 (6) 児童性を対しを対し、 (6) 児童性を対しを対し、 (6) 児童性を対しを対し、 (6) 児童性を対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを	<ul> <li>・案内チラシの配付 議会学習会の開催案内のチラシを作成し、各学校へ配付する。 (平成 27 年 10 月各学校等に配付済)</li> <li>・案内チラシの配布先 市内小・中学校(25 校)、高等教育機関(10 校)</li> <li>(3) 議会学習会の受け入れ態勢</li> <li>・受力の期間・・ 室側会及び党任委員会担察期間を除くこととし、関係は、小・中学校は、教育委員会を通じて名学</li> </ul>		実績 程当施
(7) 議会の仕組み (冊子) の充実 11 議会の仕組み(冊子) の内容を充実させ、議 会に対する理解と関 心を高めます。		3/25確認 (4/1配付)	実施 工程 H28当 実施

12	市民のを高め、議会を	<b>日曜議会の検討</b> の議会への関心 のるため、休日に を開会すること けします。	(日曜議会の開催は 27 年に実施しないことを決定) ≪内容≫	_	27年に 実施しない ことを決定
13	議	モニター設 場所の追加 ※設庁佐合内 の本が を一次 の本が を一次 を で で で で で で で で の を が り の は り の は り に り り に り り に り り り り り り り り り り り	<b>モニター設置場所の追加を見送り</b> モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内4カ所とする(映像伝送装置を加佐分室(2台の	5/27	28年に 実施しない ことを決定 工程 H28当初 実施
14	配信の拡大 ※平成	<b>イトム</b> ※オレて長ま <b>シ配の</b> スンッもをす <b>・・シ更</b> 一びに会能 アタト本可。 フブい市し	<ul> <li>●インターネット配信システムを変更し、スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴が可能となるよう、議会中継映像配信を拡大</li> <li>(1) インターネット配信システムの変更について 平成 28 年 6 月定例会から生中継の配信方法を変更 (動画配信サービスのユーストリームを利用)</li> <li>(2) 録画映像の配信システムの変更について 平成 28 年 6 月定例会から構会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替え</li> <li>《内容》</li> <li>(1) インターネット配信システムの変更について スマートフォンやタブレットでも議会中継の視聴を可能とすることで、議会中継をご覧いただく方法が増え、開かれた議会の実現に向けて一歩前進するもの。 平成 28 年 6 月定例会から生中継の方法を、動画配信サービスの「ユーストリーム」を利用した配信に変更 ユーストリームによる配信において、CMが入らない配信方法について検討</li> <li>(2) 録画映像の配信システムの変更について 平成 28 年 6 月定例会映像配信分から(耕会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替えることから、平成 28 年 3 月定例会以前映像は、DVDに記録して議会図書室に保管することとする。(ただし、平成 28 年 6 月定例会以降の映像は、新しいシステムで見ることができる。)</li> </ul>	5/27 6/10 10/21	実施 工程 H28当初 実施

(10) 委員会の 視察結果報告 委員会において、感等) を報告します。 ※平成 28 年 2 月追加	●委員会において、市民に視察の意義を理解してもらうため、全委員が視察結果 (所感等)を報告することを実施 《内容》 報告書の作成 : 委員長が作成する (報告書は1通) 公開の方法 : 委員長が視察報告を作成し、市議会だよりに掲載する。 委員長が現案的容を取りまとめる ・ 英雄会でを、委員長が視察内容を取りまとめる ・ 英雄会に、で、後妻員の所感等を述べる ・ 本質したが議員 (情報会でで、後妻員の所感等は入れない) ・ 大変に、表して、といいのでは、といいに、場合は、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいでは、といいでは、といいで、は、といいでは、は、といいで、は、といいでは、といいでは、といいでは、は、といいで、は、といいでは、は、といいで、は、といいでは、は、といいでは、は、といいで、は、は、といいで、は、は、といいでは、は、といいでは、は、といいでは、は、は、といいでは、は、といいでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		検実 工28検実 討施 程当討施
---	---	--	---------------------

				●各委員会において、監 述べる委員会を開催 ≪内容≫	<b>祖対象を決定し、計画の進捗</b> も	犬況を把握するため、執行機関から説明を受け、委員が評価等の意見を		
2 議 会			後期実行計画 の点検評価	<b>監視対象</b> : 各委員会に係る所の各委員会において	、重点事項に応じた監視項目を	の活動計画に掲げた重点事項を監視対象とする。(平成 28 年 3 月定例会中 決定)	【実施】 10/11 10/12	
機能の		<b>v</b> - <b>v</b>	<ul><li>※計画の進捗</li><li>状況を点検評</li><li>価し、意見を</li></ul>	を行うため、9月定	「舞鶴市議会の議決すべき事件を 例会終了後、10月中旬に委員会			検討 実施
充実	16		述べます。	<b>委員会名</b> 総務文教委員会	開催日時 10月11日(火)10時	監視項目           ・公共交通の確保と利用促進         ・学力の充実と向上(知)           ・小中一貫教育の推進	2/22 (内容は3月定例	工程 H28当初
		能の	※平成28年11	経済消防委員会	10月11日(火)13時30分	<ul><li>・京都舞鶴港を活かした産業の振興</li><li>・商工業の振興による経済規模の拡大</li></ul>	会中の各委員会に おいて決定)	検討実施
		充 実	月「監視」 を「点検評 価」に変更	民生環境委員会	10月12日(水)10時	・高齢者と家族を支えるサービスの充実 ・地域医療の確保 ・子育て支援の充実	6/10 10/21 10/28	
		※平成28 年6月変	画」(C及文	建設委員会	10月12日(水)13時30分	・計画的な土地利用の推進 ・安心で安全な水道水の安定給水の確保 ・治水対策の促進	10/20	
		更(進捗 状況 の説明		<b>執行機関の出席</b> : 議会運営委員会に	おいて、計画項目に関係する部	・課長、主幹とし、説明を求めた。		
, ,		を受ける 時期を9 月定例会	個別計画の	●各委員会において、監 述べる委員会を開催		犬況を把握するため、執行機関から説明を受け、委員が評価等の意見を	【実施】	
		決算審査 と同時に	<b>点検評価</b> ※監視すべき				10/11 10/12	
		しないこ とに変 更)	個別計画を委員会ごとに定め、その計画の	<b>監視対象</b> : 各委員会の所管事項(1つ以上決定)	こ係る個別計画のうち、1つ以上	上を監視対象とする。(平成28年3月定例会中の各委員会で監視する計画を		検討 実施
	17		進捗状況を点		び 監視項目 ※後期実行計	画の監視と同日に実施	2/22	<b>「工程</b>
			検評価し、意見を述べます。	<b>委員会名</b> 総務文教委員会	第1期舞鶴市公共施設再生実	監視対象 塩計画 (そのうち、関校施設)	(内容は3月定例 会中の各委員会に	H28当初       検討
			元と述べより。	経済消防委員会	舞鶴市鳥獣被害防止計画	旭川岡(この)の、四次地政)	おいて決定)	実施
			※平成28年11	民生環境委員会	舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理	理基本計画(そのうち、ごみの有料化における減量効果、資源化の現状と課題)	6/10	
			月「監視」 を「点検評	建設委員会	舞鶴市水洗化総合計画及び舞	鶴市下水道ビジョン(そのうち、水洗化普及率及び水洗化率)	10/21	
			を「点検許」	執行機関の出席 :			10/28	
				議会運営委員会に	おいて、計画項目に関係する部	・課長、主幹とし、説明を求めた。		

		議会運営委員会の申 《内容》 委員会活動計画 毎年12月定例会からの なお、活動計画には	し送り事項につい 新メンバーによる 、新たな舞鶴市総 際の実施、その何	いては、 <mark>議会</mark> 委員会がスタ 総合計画・後 他の活動及で	全運営委員会活動実績等資料: ートする時点で、1年間の活動計画 対実行計画を監視することとし、 『年間スケジュールなどを盛り込	を決定し、それに基づいて委員会活動を実施する。 、それに基づいて当該委員会で重点的に取り		
	的な運営	委員会名	委員会開催日	ス (/ロメ)/)	重点事項(	(活動方針)	【委員会の	
	MG建名   ※委員会の運   (2)   営は、委員会   年間活動計画	議会運営委員会	12月8日(火)	②第 19 期		議員定数及び報酬のあり方の調査研究	計画協議】 12/8 12/9	
	<b>委</b> に基づくもの とし、その運	総務文教委員会	12月10日(木)		真教育に関する調査研究 シンジサポート事業に関する調査研究	③公共交通に関する調査研究 究	12/10 12/15	
	員 営に係る評	経済消防委員会	12月9日(水)		鳥港の振興に関する調査研究 )振興に関する調査研究	③雇用促進に関する調査研究	【委員会の	実施
	価・改善策を 会 もって、役員	民生環境委員会	12月9日(水)		制度に関する調査研究 送援に関する調査研究	③地域医療に関する調査研究	【安貝云の   総括協議】   11/4	
3	改選後の委員の会へ申し送り	建設委員会	12月10日(木)		に関する調査研究 に関する調査研究	③都市計画制度に関する調査研究	11/7	T程   H28当
	ます。 <b>活</b> 第20期へは、	原子力防災·安全等 特別委員会	12月15日(火)	②高浜発電	試所等に係る原子力防災及び安全性は	け、関係機関の動向を注視し、適宜対応する。 こついて調査・研究を行う。 して審査を要する案件について、適宜対応する。	11/22 11/24	実施
	<b>性</b> 第19期の通任 期 (4年) の総	北陸新幹線誘致特 別委員会	12月15日(火)	①北陸新韓	は小浜ルートについて調査を行う。		【協議】	
	<b>化</b> 括をした上 で、改善策等	議会報編集委員会	12月8日(火)		ら市議会だよりを5回発行するとと <sup>3</sup>	もに、読みやすい紙面に努める。	10/21	
	を申し送ります。	議員選挙の年には、 <b>委員会の開催時</b> 期	)活動を総括し、 各年の申し送りを <b>朝</b>	と踏まえて4	等を次の1年間の委員へ申し送る 年間の総括を行い、次期議員へE	申し送る。	11/14 11/22	
		委員会名	開催日		委員会名	開催日時		
		総務文教委員会	11月4日(金)			11月14日(月)10時 / 22日(火)13時		
		経済消防委員会 民生環境委員会	11月4日(金) 11月7日(月)		原子力防災・安全等特別委員会 北陸新幹線誘致特別委員会	11月24日(木)10時   11月24日(木)13時		
	:	八工炋児女貝丁		Ω hΔ	16性/  针/	11 /] 44 日 (小八 19 4年		

	<b>市内現地視察</b> <b>の実施</b> ※委員会年間	●各委員会において、市 ≪内容≫ 市内現地視察を充実す 活動計画(重点事項 る。 委員会の市内現地	<b>ける。</b> 〔)に基づく市内現均	地視察を実施し、状況把握に努めるとともに、施策の監視・評価や政策提言等につなげ	【視察実施】 2/10 7/11	
	活動計画に	委員会名	実施日	調査内容	8/9	実施
	基づき、所管	総務文教委員会	10月13日 (7	(1) ①小中一貫教育推進事業について(於:舞鶴市立加佐中学校)	8/17	
19	事項に係る市内の状況把握を充実	経済消防委員会	7月11日 8月9日 8月9日 (少	②GLM社との共同事業について (於:小阪金属工業㈱)	10/13 10/20	工程 H28当 実施
	するため、市 内現地視察 を実施しま	民生環境委員会	2月10日 (元10月20日 (元	・ 1(9)リサイクルブラサー一般魔無物最終処分場の状況について	【視察先協議】 各委員会で 実施	
	す。					
		建設委員会 実施開始時期 平成27年12月定例会	8月17日 (月	①由良川及び高野川の水防災対策について(於:由良川及び高野川) 「しいメンバーでの委員会から実施する。		
		実施開始時期	からのスタートの新	行しいメンバーでの委員会から実施する。		
	<b>参考人制度の</b> <b>活用</b> ※専門的な意	実施開始時期 平成27年12月定例会 ●原子力防災・安全等年 《内容》 参考人制度を積極的に	からのスタートの新 <b>特別委員会で参考人</b> <b>ご活用する。</b> おける委員会の計画	行しいメンバーでの委員会から実施する。	【実施】	
20	参考人制度の 活用	実施開始時期 平成27年12月定例会 ●原子力防災・安全等物 《内容》 参考人制度を積極的に 委員会の活性化によ	からのスタートの新 <b>特別委員会で参考人</b> <b>ご活用する。</b> おける委員会の計画	行しいメンバーでの委員会から実施する。 制度を活用	【実施】 12/24	活用
20	<b>参考人制度の</b> <b>活用</b> ※専門的な意 見等を参考と	実施開始時期 平成27年12月定例会 ●原子力防災・安全等物 《内容》 参考人制度を積極的に 委員会の活性化によ ため、積極的に活用す	おらのスタートの新 <b>特別委員会で参考人</b> <b>ご活用する。</b> おける委員会の計画 ることとする。 実施日	制度を活用 内な運営と関連し、より充実した委員会運営となるよう、専門的な意見等を参考にする 内容 高浜発電所に係る住民説明会の質問に対する回答等について説明を受けるため、関西電力株式会社から3人 原子力規制庁から1人 答領エネルギー庁1	【実施】	

#### ≪内容≫

#### 附帯決議の活用に当たり、その運用を平成27年に整理

常任委員会において、議案に対し、執行上の要望、将来政策の提言等があれば、執行機関に必要な要望等を伝えるため、附帯決議を活用する。

附帯決議の取り扱い(流れ)について(平成27年10月20日議会運営委員会決定)

### 1 予算決算委員会を除く委員会の場合

委員会 ※附帯決議を議題とした委員会

委員会 ※議題宣告・説明・質疑の後

<u> </u>		
П	①討論	議題となっている議案に対し、附帯決議を付すべきであるとの考えがある委員は、 <b>討論において、</b>
		<b>その旨を発言</b> する。(この時点では聞きおき)
	②採決	当該議案の採決を行う。
	③附帯決議検討	当該議案を可決すべきものと決した場合は、附帯決議を議題として、委員長から附帯決議を付すべ
		きとの <b>意思を当該委員に確認</b> する。
	④休憩/再開	休憩中に当該委員から <b>案文を配付</b> する。
	⑤附帯決議の	当該委員から附帯決議に係る <b>内容の説明</b> を求めた後、委員長が各委員から <b>発言を聞き取り</b> 、当該附
	取り扱い	帯決議について協議するか否かの賛否を問う。その結果、 <b>協議することとなった場合は、2日後をめ</b>
		どに委員会を開催する旨、周知する。
7		※ ただし、附帯決議に係る協議を後日とせず、直ちに協議することを全会一致で決定した場合は、
\		附帯決議を議題とし、協議する。
V	⑥次の議案	次の議案の審査に移る。

# 附帯決議の 活用

### 2 予算決算委員会の場合

⑤修正一任

分科会 ※議題宣告・質疑の後

	①賛否の意見	<u>予算・決算に係る議案</u> について、附帯決議を付すべきであるとの考えがある委員は、 <b>賛否の意見の</b>
		<b>際、その旨を発言</b> する。(この時点では聞きおき)
7 /	②次の議案	次の議案の審査に移る。

活用 (実績なし)

工程 H28当初 活用

字句の修正等を**委員長に一任**することを諮る。(簡易採決)

理事	会	
П	①附帯決議の	分科会において附帯決議を付すべきであるとの考えを示した委員の <b>所属会派理事に、当該議案が可</b>
	提案意思確認	<b>決すべきものと決した場合、附帯決議提案の意思を確認</b> し、提案する意思がある場合は、 <b>案文の提出</b>
		を求め、 <b>内容の説明</b> を受ける。
		※会派に所属しない議員が附帯決議を提案する意思がある場合は、当該議員の出席を求め、同様に案
		文の提出とともに、内容の説明を受ける。
	②附帯決議の	委員長が、各理事から <b>発言を聞き取り</b> 、当該附帯決議について協議するか否かの賛否を問う。その
	取り扱い	結果、協議することとなった場合は、予算決算委員会において、当該議案の採決後に当該議案に係る
לא		<b>附帯決議を議題とし、協議する</b> 取り扱いを決定する。
\ /	③委員会の運営	予算決算委員会の運営について、確認する。
V	確認	

# 予算決算委員会 ※議題宣告の後

	① <b>討</b> 論	議題となっている議案に対し、附帯決議に付すべきであるとの考えがある委員は、 <b>討論において、</b>
		<b>その旨を発言</b> する。(この時点では聞きおき)
	②採決	当該議案の採決を行う。
	③議題宣告	当該議案に係る附帯決議を議題とする。
	<b>④</b> 質疑	附帯決議案について <b>質疑</b> を行う。(提出者が答弁)
	⑤討論	附帯決議案について賛成・反対の立場で <b>討論</b> を行う。
	⑥附带決議採決	附帯決議について <b>賛否</b> を諮る。(挙手採決)
	⑦委員会発議の	<b>可決した附帯決議を委員会発議の議案</b> として <b>議長に提出</b> することを諮る。(簡易採決)
\ /	議案の提出確認	
\/	⑧修正一任	字句の修正等を <b>委員長に一任</b> することを諮る。(簡易採決)
V	⑨次の議案	次の議案の審査に移る。

# (共通): 1予算決算を除く委員会の場合 及び 2予算決算委員会の場合

# 委員長から議長への報告等 … 委員会終了後直ちに(同日付け)

	①審査結果報告	委員会審査結果報告書と附帯決議結果を <b>議長へ報告</b> する。(通常どおり文書での報告)
$\checkmark$	②決議案提出	委員会(委員長)が、委員会提出議案としての附帯決議案(議案スタイル)を議長に提出する。

# 議会運営委員会 … 議事調整の議運

	①運営協議	委員会の審査結果に加えて、当該委員会で <b>附帯決議が可決された旨と当該附帯決議</b> 及び <b>議長へ委員会</b>
1	7	提出議案としての附帯決議案が提出されている旨を報告する。

# 各派幹事会 … 議事調整の議運終了後

	①附带決議案	議長から、委員会(委員長)から提出された <b>附帯決議案</b> を提示する。	
٦ĺ	, 提示		

		議会運営委員会 … 議事調整の議運(2回目)  ①取り扱い協 附帯決議に係る議案の採決終了後、当該 <b>附帯決議を議題</b> とし、提案説明、質疑、討論を経て、押しボ タン式投票により採決を行うことを決定する。  議員協議会 … 最終本会議前 ②議運報告 議会運営委員会委員長による最終本会議の運営要領の説明において、「議案が可決された場合は」と前 置きした上で、附帯決議の取り扱いについても報告する。  本会議 … 最終本会議 ※議題宣告の後	
		<ul> <li>①委員長報告 委員長報告において、附帯決議を可決したことも報告する。</li> <li>②質疑 委員長報告に対する質疑を行う。</li> <li>③討論 議案に対する討論を行う。</li> <li>④採決 議案については、通常どおり全会一致の議案と反対のあった議案とに区分して採決する。</li> <li>⑤議題宣告 附帯決議を議題とすることを宣告する。(議事日程に記載)</li> <li>⑥提案説明 提出者(委員長)が提案説明(案文朗読)を行う。</li> <li>⑦質疑 質疑に対しては、提出者が答弁する。</li> <li>⑧討論 反対、賛成の順で討論を行う。</li> <li>⑨採決 附帯決議案に対する賛否を諮る。(押しボタン式投票)</li> <li>⑩次の議題 次の議題に移る。</li> </ul>	
22	議員間討議の 検討 ※治議を中成後 ・	<ul> <li>●平成 28 年の実績はなし</li> <li>≪内容≫</li> <li>議員間討議の活用を検討</li> <li>現状では、運用上、委員会で諮って休憩中に意見交換の場を設けることができることから、しばらく運用状況をみて、必要に応じて検討していくこととする。</li> <li>*参考*</li> </ul>	 実施 (実績なし) 工程 H28当初 実施

		●議会	・議員に関す	 る研修会・講演会を年7回実施		
				の明修女・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		<b>≪内容</b> 議会		る研修会・講演会への積極的な参加を推進する。		
		成厶				
		【舞鶴	市議会議員研	修会】		
		No.	開催日	内容		
		1 1 1	平成 28 年 1 月 26 日(火)	議会における危機管理について (講師) 同志社大学政策学部大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎 氏【議員 25 人出席(近隣市町含 103 人出席)】 ※議会における危機管理に対する理解を深め、災害発生時等における議会・議員が迅速に対応し、円 滑な議会運営に資するため、研修会を開催		
		1 2 1	平成 28 年 5 月 23 日(月)	議会におけるタブレットの活用(タブレット体験)について (講師)東京インタープレイ(株)君島雄一郎 氏 (元逗子市議会議員)【議員25人出席】		
	(3) <b>議員力の向上</b> 議会・議員に関する研	131	平成 28 年 7 月 20 日(水)	予算決算基礎講座(予算の仕組み及び決算のポイント) (講師)財政課長【議員14人出席】 ※市の政策運営の基本となる予算や決算の概要などの基本的な事項に対する理解を深め、委員会審査を 充実	【協議】	実施
23	修会・講演会に積極的に参加します。	1 4 1	平成 28 年 7 月 21 日(木)	I C T活用に関する基礎的講座(パソコン等機器の仕組み・ネットワークの仕組み・インターネットとメール) (講師)議会事務局職員【議員 23 人出席】	5/27 6/10	工程 H28当初 実施
			平成 28 年 8 月 22 日(月)	情報セキュリティ研修(情報セキュリティに関わり、標的型攻撃など最近の動向、パスワード設定に係る留意点など) (講師)情報システム課主幹【議員28人出席】		
		161	平成 28 年 10 月 25 日(火)	平成28年度市町村職員等共同研修「市町村1期目議員研修会」 (内容・講師) 「地方議会議員に求められる役割と議会活動」 前全国都道府県議会議長会議事調査部長 鵜沼信二 氏 「一般質問の機能と意義」 龍谷大学政策学部教授 土山希美枝 氏 【議長、1期目議員7人出席:議長による議員派遣】 ※議長1期目議員を対象に、住民に最も身近な代表として、地方自治制度の基本的な仕組みを理解するとともに、議会の責務と役割の重要性を認識し、議員としての視野を広げ見識を深める。		
		1 7 1	平成 28 年 10 月 31 日(月)	議会からの政策サイクル~「住民自治の根幹」としての議会を作動させる~ (講師)山梨学院大学法学部教授・同大学院社会科学研修科長 江藤俊昭 氏【議員27人出席(近隣市町含123人出席)】 ※政策形成をめぐる地方議会の現状なども含め、議会からの政策サイクルをつくり出す手法及びそれ を実現するための仕組み・運営に関して有識者から御講演いただき、本市議会の政策形成機能の向 上を図る。		

- ●議会運営に関する新刊本を購入
- ●議会図書室の利用において、図書室の本棚の位置を明示し、分類表(議員希望者全員に提供)を作成

#### ≪内容≫

### 蔵書を充実させる。

- 本の購入方法
  - ①議会報編集委員会において、年に1回(2月)各会派等に対し、本の購入希望調査を実施し、購入する本について協議 を行い、議長がその結果報告を踏まえて決定する。
  - ②購入希望調査以降に発行された議会に関する新刊本で、必要となる本や既にある本の改訂版については、随時購入す
  - ③議会に関する本以外については、次の年の購入希望に係る議会報編集委員会において協議する。

#### 平成28年購入した本

本名	内 容
議会改革白書 2015 年版	検証して活かす 議会基本条例
	広がる 議員立法の実践 など
よくある町村議会の運営事例Q&A100 問 100 答	議会審議の過程において、全国町村議会議長会で、定例会
	開催期間を中心に、各町村議会から本会議や委員会の運営
	等に際し生じた照会事例などを集録
実務必携 地方議会・議員の手引	地方議会の議員、議会事務局職員にとって必要な実務上の
	知識のQ&A
地方議会事務提要	議会運営に関する疑問・質問について、明快なQ&A形式
	にまとめたもの
新幹線とナショナリズム	著者:藤井 聡氏
※議会報編集委員会で各会派に希望を募り、議長が購入	
自治体議会の政策サイクル	議会改革の到達点を確認し、今後の住民自治の充実の方向
	を模索する著。
議会改革の第2ステージ 信頼される議会づくりへ	先駆的議会はどうやって住民の信頼を勝ち取ろうとしてい
	るのか。その実践手法について
習うより慣れろの市町村財政分析	自治来の財政資料を入手し、独自の分析表を使って行う財
基礎からステップアップまで	政分析の勘所を紹介

# (4) 議会図書室の 充実

蔵書の充実を図ると 24 ともに、検索機能を充 実させた目録を整備 し、利用の拡大を図り ます。

・ 目録の作成と本棚の整理 分かりやすい分類表とするとともに、図書室の本棚の位置を明示し、併せて目録に「棚コード」を設定し、整理・検索

【議会報協議】 3/11

11/22

工程 【協議】 H28当初 実施 11/14 11/22

実施

## 検索機能を充実させた目録を整備する。

しやすくする。(各会派のパソコンのフォルダーに「分類表」を設定)

25	機能の るため	養会事務局の 機能強化 の監視・調査機能 養員の政策提案 の強化、拡大を図 の、議会事務局機 を実強化を図り	<ul> <li>≪内容≫</li> <li>議会事務局機能の充実強化を図るため、平成27年(4回協議)に次の事項を決定</li> <li>・議会は二元代表の一翼を担う重要な立場にある。議決機関の重要性を鑑みると、事務局の強化(資質向上)は必要である。</li> <li>①議会運営等専門性を持った経験年数の長い職員も配置する。</li> <li>②議員と議会事務局の連携強化を図る。</li> </ul>	_	工程 H28当初 充実強化
3 効率的・効果的な	(1)常任委員会のあ	常検3 (株) (特) (特) (特) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討し、平成29年11月末までに決定	9/8	検討 (平成29年からの 樹を波) 工程 H28当初 検討
議会運営 27	り方の検討	常任委員会の 審査方法 見直しの検討	●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討	9/8	検討 (平成29年からの 樹を決定) 工程 H28当初 検討
28	<b>対</b> 次期改 人の気	議員の定数及び 設酬のあり方の 対対 対選に向け、現28 定数及び報酬に に検討します。	●検討組織を議会運営委員会とし、平成 29 年から検討し、平成 29 年 11 月末までに決定	9/8	検討 (平成29年からの 樹を決定) 工程 H28当初 検討

	 	●平成 28 年 10 月 4 日「舞鶴市議会災害対策・支援本部」(議会本部)を設置  ○ 最終的には、舞鶴市議会としての災害発生時の議会運営のあり方や災害発生時の議員行動を示したマニュアルを作成		
29	伴う <b>議</b> : 理 <b>営の</b> り <b>方を</b> : 討します。	まずは、一般災害対策編と震災対策編の共通編として、行動マニュアル(暫定版)を策定し、最終的には、市の地域防災計画の原子力災害対策編の改正を待って、議会としての原子力災害対策の行動マニュアルを追加し、3つの対策について整理することとする。		
	(3) 議 会	<ul> <li>《内容》</li> <li>協議経過に至った主な実績等</li> <li>(1)舞鶴市議会議員研修会(再掲)</li> <li>議会における危機管理に対する理解を深め、災害発生時等における議会・議員が迅速に対応し、円滑な議会運営に資するため、研修会を開催・日時:平成28年1月26日(火)午後2時から4時まで・会場:舞鶴市政記念館ホール・対象:舞鶴市議会議員及び事務局職員、府北部4市2町の議員及び事務局職員103人</li> </ul>	4/27 5/12	
	に お け る 危	・講演:演題 議会における危機管理について ・講師:新川達郎氏(同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授) (2)調査視察	5/27 6/10 6/28 7/20	内容を持つのでは、一部集
	機管理の	・4月20日(水)滋賀県大津市議会BCP(業務継続計画)について ・4月21日(木)三重県鳥羽市災害時行動計画について (3)議員研修会及び調査視察を受けて協議	7/28 8/10 8/24 9/8	H283   内容   検i
20	検 災害発生 の <b>議 員</b> 動 の マ	本市議会としての災害対応の基本的な考え方について議論を重ねた上で、市の地域防災計画に準じた形で、段階的に整理することとした。 ① 一般災害(風水害)の行動対応マニュアルの取りまとめ (8月10月)	10/4	
30	ュ <b>アル</b> を検討 ます。	- 1 (7) 音: 3: (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)		
		→ <ul><li>④ 原子力災害の対応マニュアルの取りまとめ</li></ul>		
		<ul><li>※議会本部の設置要綱については、21ページのとおり</li><li>※議会における災害対応について(暫定版)については、別紙6のとおり</li></ul>		

### 舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱(平成28年10月4日議会運営委員会決定)

(設置)

第1条 舞鶴市内で大規模災害が発生したとき、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員(以下「議員」という。)が、議会として必要な活動を行うとともに、舞鶴市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携して、市の災害対策を側面から支援するため、舞鶴市議会災害対策・支援本部(以下「議会本部」という。)を設置するものとする。

#### (議会本部の構成)

- 第2条 議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、議員(議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。)をもって充て、本部長の命を受け、議会本部の事務に従事する。

#### (所掌事務)

- 第3条 議会本部は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 議員からの災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
  - (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 必要に応じて、被災地、避難所等の調査を行うこと。
- (4) 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認すること。
- (5) 会議場所確保の調整に関すること。
- (6) 必要に応じて、国、府、関係機関等に対する要望活動の準備を行うこと。
- (7) その他議会本部が必要と認めること。

#### (議会本部の開設及び閉鎖)

- 第4条 議会本部は、市対策本部が開設された場合において、議長が必要があると認めたとき開設する。
- 2 議会本部は、議会が通常の機能を回復し、かつ、本部長が支障がないと判断したとき議会本部を閉鎖する。

#### (議会本部への参集)

第5条 議会本部を開設したときは、本部長及び副本部長は、舞鶴市議会議事堂又は本部長が定めた場所に参集するものとする。 2 本部長は、必要に応じて本部役員及び本部員の参集を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 議会本部の庶務は、舞鶴市議会事務局において行う。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

## ●先例及び申し合わせ事項並びに事例集の見直しは、毎定例会終了後に実施

### ≪内容≫

### 先例及び申し合わせ事項 新旧対象表

No	. ページ 番号 区分	)  日	新	協議・決定
1	169 49 修正	し、その受付締切は、定例会初日の本会議が終了した	49 代表・一般質問、質疑に関する申し合わせ (1) (略) (2) 代表質問・一般質問、質疑の通告は事前通告と し、その受付締切は、定例会初日の本会議が終了した 日の <b>2日後</b> (その日が市の休日に当たるときは、市の 休日の翌日)の正午とする。 (3)~(5) (略)	

※ただし、平成28年3月定例会から

### (4) 先例集等の 見直し

毎定例会終了後に見 直すことを基本とし て、必要があるとき は、議会運営委員会等 において見直しを行 います。

### 事例集追加等項目(提要ページ順)

※下線を追加等

No.	ページ	番号	追加項目	協議・決定日
1	190	9	9 議席を変更した事例 (11) 辞職した議員の議席に繰上当選した議員(同会派に所属)の議席を指定した。(平成28年3月定例会)	平成28年 4月27日(水)
2	190	12	12 会期を変更した事例 (1) 平成23年6月定例会において、本会議最終日の6月24日に基本構想の改定並びに一般会計及び病院事業会計の補正予算が追加上程 されたことに伴い、予備日の同月27日に本会議を開いて、地域医療再生計画に係る緊急質問等を行うとともに、会期を14日間延長して7 月11日までとした。 (2) 平成27年12月定例会において、本会議最終日の12月22日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」の内容が緊急に審査 を要するものであるとし、同日の本会議で、25日に本会議を開いて同請願を審議するため、会期を4日間延長して12月28日までとした。	平成28年 1月20日(水)
3	198		議長の不信任の動議が否決された事例 12月22日の本会議で、議長の不信任の動議があり、当該動議は成立したが、起立採決の結果、賛成少数で動議は否決された。(平成27年12 月定例会)	平成28年 1月20日(水)
4	198	() √+	本会議の再開を午前11時及び午後1時からとした事例(平成27年12月定例会) 12月22日:本会議最終日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を緊急に審査を要するものであるとし、当該定例会で審議するため、本 会議休憩中に議会運営委員会を開催して会期の延長及び運営要領の変更を決定し、本会議を再開して議決した。 12月24日:午前10時から議会運営委員会を開催し、当該請願を原子力防災・安全等特別委員会に付託することを決定し、午前11時から本会議を再開し議決した。午後1時から原子力防災・安全等特別委員会を開催し、当該請願に係る審査を行った。 12月25日:午前11時から議会運営委員会を開催し、当該請願の審議の取り扱いを決定し、午後1時から本会議を再開して同請願を議決した。	平成28年 1月20日(水)

1/20 4/27 5/12 7/20 10/21 11/4

工程 H28当初 実施

実施

5	213	114	114 参考人を招致した事例 <u>(5) 原子力防災・安全等特別委員会で、「高浜発電所に係る住民説明会の質問に対する回答等について」原子力規制庁1人、資源エネルギー庁1人、内閣府1人、関西電力から3人の参考人を招致した。(平成27年12月24日)</u>	平成28年 1月20日 (水)
			(6) 原子力防災・安全等特別委員会で、「高浜発電所1、2号機の安全性について」原子力規制庁2人、関西電力から3人の参考人を招致した。(平成28年9月30日)	平成28年 10月21日 (金)
			127 会期中に特別委員会を開催した事例 (19) 原子力防災・安全等特別委員会(平成27年12月15日・24日) (20) 北陸新幹線誘致特別委員会(平成27年12月15日)	平成28年 1月20日 (水)
6	216	127	(21) 原子力防災·安全等特別委員会(平成28年3月4日) (22) 北陸新幹線誘致特別委員会(平成28年3月24日)	平成28年 4月27日 (水)
			(23) 原子力防災·安全等特別委員会(平成28年9月12日·30日)	平成28年 10月21日 (金)
7	221	155	155 特別委員会に請願を付託した事例 (1) 新宮津火力発電所建設問題について、調査のため設けた公害対策特別委員会に、その調査事項に関連のある 請願を付託した。(昭和43年3月定例会) (2) 「原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設設置反対に関する請願」及び「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する 請願」を原子力防災・安全等特別委員会に付託した。(平成27年12月定例会)	平成28年 1月20日 (水)
8	222	157 の 次	本会議最終日の12月22日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を、緊急に審査を要するものであるとし、会期を4日間延長して、当該定例会で請願審議を行った事例(平成27年12月定例会)	平成28年 1月20日 (水)
8	224	171 の 次	(議員の辞職) 閉会中に議員から議長へ議員辞職願が提出され、議長が辞職を許可した事例 (平成14年1月10日、平成28年 1月31日)	平成28年 4月27日 (水) 平成28年 5月12日 (木)
.0	224	上項の次	休会中に議長宛てに議員の辞職願が郵送されてきたため、会議を開いて議員辞職を許可した事例 (平成10年 3月定例会)	平成28年 5月12日 (木)
.1	224	上項の次	議員の辞職により、繰上当選した事例 (平成28年2月12日) 平成26年11月16日執行の舞鶴市議会議員一般選挙において、最後の1議席については得票数が同数であったため、〈じにより当選人が決定された。平成28年1月31日に議員が一身上の都合により辞職したため、公職選挙法第112条第5項の規定により平成28年2月12日に繰上補充に係る選挙会が開かれ、同日、得票数が同じであった者が繰上当選した。	4月27日

12	226	177	177 開かれた議会を目指して市内団体との「意見交換会」を実施するに当たり、議員派遣を行った。 (平成25年9月定例会、平成27年9月定例会、平成28年6月定例会)	平成28年 7月20日 (水)
13	226	178	178 平和記念式典(広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式)に参加するため、議員派遣を行った。 (平成26年6月定例会、平成27年6月定例会、平成28年6月定例会)	平成28年 7月20日 (水)
14	226	181	181 4班(総務文教班・経済消防班・建設班・民生労働(環境)班)に分かれて、意見交換会を開催した。 (平成25年10月16日・17日・18日・11月18日、平成27年10月11日・15日・26日・27日、 <b>平成28年7月13日・19日・</b> <b>20日・21日</b> )	平成28年 10月21日 (金)
15	226	181 の 次	熊本地震に係る街頭募金を実施し、義援金とした。(ショッピングセンターら・ぽーる前、三ツ丸ストア余内店前) (平成28年5月27日)	平成28年 7月20日 (水)

### ※参考:各派幹事会で決定

No.	ページ番	号区分	IΞ	新	備考
1	173 6		64 本会議の録音テープ等の電磁的記録は、一切貸出 <u>Lをしない。</u> (平成26年8月21日各派幹事会決定)	64 音声及び映像記録は、所定の様式により事務局に 届け出た議員に貸出しすることとする。 (平成28年7月19日各派幹事会決定)	平成28年 7月19日 (火) 各派幹事会

# \*参考\*

・実施開始時期:平成27年6月定例会から

■事例集の整理:平成27年に慣例となっている事例については、今後整理することとした。

32		●1 CT活用に関わり、本市議会として実施が考えられる4つの取り組みについて、検討 (1) パソコン等へのメールによる情報伝達 ・ 移行期間を: 平成 29 年12 月から平成 29 年 3 月末まで ・ 平成 29 年度から、原則として、管料等(議員整議会や委員会の審議資料、パンフレット、冊子を除く)の机上配付 は行わないこととする。(状定) (2 タブレット端本の導入 ・ 将入については、議会運営委員会の下部組織として、I CTに係るリーキンググループを設置し、検討することに ついて申し途り (決定) (3 グループウエア等による情報共有 ・ タブレット端本の運用が軌道に乗り、より有効に活用できる状況が整った時点で検討する。(状定) (4) 情報セキュリティに関するルールづくり ・ 無端市議会における情報とコリティに関する中し合わせ」を協議し、決定については、平成29年連やかに行うこととする。	【ICT活用 に関する検 討会協議】 2/29 5/23	検討 工程当前 和
----	--	--	--	-----------------

舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせ(案) ※平成29年に速やかに決定を申し送り

#### 1 趣旨

舞鶴市議会においては、市民の個人情報や議会運営上の情報などの重要な情報資産を取り扱っており、これらを様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、また、議会の安定的、継続的な運営のためにも不可欠であることから、情報セキュリティに関する申し合わせ(ルール)を定め、適切に対応する。

#### 2 用語の定義

#### (1) 情報資産

舞鶴市や市民等が作成し、舞鶴市議会が入手した情報及び舞鶴市議会が作成した情報で、紙、電子データ等の形式にかかわらず全ての情報。

(2) ネットワーク

各会派の控室及び議会図書室のコンピュータ等を相互に接続するための通信網とその構成機器。

#### 3 適用範囲

このルールは、舞鶴市議会議員(以下「議員」という。)及び舞鶴市議会事務局職員(以下「職員」という。)に適用する。

- 4 情報セキュリティに関するルール
- (1) 会派用バソコン
- ① 各会派に公費で設置されているパソコン(以下「会派用パソコン」という。)は、議員、職員及び職員が作業を委任した者以外に使用させてはならない。
- ② 会派用パソコンを私的に利用してはならない。
- ③ 会派用バソコンにソフトウエアのインストールを希望する場合は、当該会派の幹事長が、会派用バソコンの管理者である舞鶴市議会事務局の許可を得て、職員の指示のもとに実施しなければならない。
  - ④ 会派用バソコンに、電磁的記録媒体(USBメモリ等)及びその他の機器を接続する場合は、舞鶴市議会事務局の許可を得るものとする。
- (2) ネットワーク
  - ① 議員は、ネットワークを改編(機器の追加、設定の変更等)してはならない。
  - ② 職員は、管理上必要な場合を除き、ネットワークを改編(機器の追加、設定の変更等)してはならない。
- ③ ネットワークを通じたインターネットの閲覧は、そのリスクを十分認識した上で、必要最小限とし、私的に利用してはならない。
- ④ 会派用バソコンがコンビュータウイルスに感染し、または感染の疑いが発生した場合は、直ちに当該バソコンをネットワークから切断した上で、職員及び当該会派の幹事長へ連絡しなければならない。
- ⑤ 職員は、ウイルス感染または感染の疑いの連絡を受けた場合、舞鶴市議会情報セキュリティ緊急対応手順に準じて必要な措置を講じなければならない。
- (3) 電子メールによる情報伝達
- ① 職員(舞鶴市議会事務局)が電子メールにより議員へ情報資産の伝達を行う場合は、その内容に応じて、バスワード設定等の必要な措置を講じなければならない。
- ② 議員は、バスワード設定等の措置が講じられたメールを受信した場合、受信した旨を返信するとともに、当該情報資産の取り扱いには特に注意しなければならない。
- (4) 電子メール以外による情報伝達
- ① 職員が電子メール以外の方法で議員へ情報資産の伝達を行う場合は、その内容に応じて、あわせて注意事項を伝達するなどの必要な措置を講じなければならない。
- ② 議員は、注意事項等の措置が講じられた情報資産を受領した場合、その取り扱いには特に注意しなければならない。
- ③ 議員は、電子メールを受け取るパソコン等のセキュリティ対策に努めなければならない。
- (5) 幹事長の青森
- ・ 幹事長は、所属議員の情報セキュリティを管理・監督するとともに、会派としての情報セキュリティ対策に努めなければならない。
- ② 幹事長は、会派内で情報漏えいやウイルス感染等の情報セキュリティに関する事故が発生した場合、舞鶴市議会事務局と連携して、その早期解決に努めなければならない。
- (6) その他
- ① 議員は、入手した情報資産を第三者へ提供(SNSを利用した公開を含む)する場合において、特にその内容に留意しなければならない。
- ② 議員は、各会派控室の整理整頓に努め、紙等に出力された情報資産を適切に管理しなければならない。
- 5 ルールの見直し

このルールに定めのない事項については、議会運営委員会において協議・決定するものとし、このルールの見直しは、情報通信技術の進展や舞鶴市議会におけるICT活用等の状況に応じ、議会運営委員会において行う。

33	(6) 質問方式等の 検討 代表質問と一般質問 の性質の違い等によ る質問方式や質問 る質問方式や質問い て検討します。	<ul> <li>●平成27年に引き続き、実施</li> <li>≪内容≫</li> <li>「代表質問の質問方式」及び「代表・一般質問の質問時間」を次のとおり変更する。</li> <li>(1) 質問方式         <ul> <li>・代表質問 : 一括方式(分割方式を含む。)</li> <li>・一般質問 : 一括方式(分割方式を含む。)又は一問一答方式のいずれかの方式による。(従前どおり)</li> </ul> </li> <li>(2) 持ち時間         <ul> <li>・代表質問 : 1会派につき35分を割り当て、3人を超える1人当たりにつき5分を追加した時間・一般質問 : 1人40分</li> </ul> </li> <li>・見直しの決定 : 平成27年8月6日         <ul> <li>・ 申し合わせの変更 : 平成27年8月26日</li> <li>・ 適用開始 : 平成27年9月定例会から</li> </ul> </li> </ul>	 実施 工程 H28当初 実施
34	(7) 議員協議会の あり方の検討 執行機関からの 報告で で の事前 が は で は う い も り の 事 が り し ま を 検 う し ま う も う し ま う し ま う し ま う し ま う と う し ま う と う と う と う る う し ま う と う と う と う と う と う と う と う と う と う	●平成27年に引き続き、実施  《内容》 執行機関の出席については、現行どおり、公務がある場合は、欠席を認めることとする。 また、「その他」の項における発言を事前通告制とする。 ・見直しの決定 : 平成27年7月21日議会運営委員会 ・「その他」の項における発言に関する申し合わせの協議 : 平成27年8月6日・26日 ・「その他」の項における発言に関する申し合わせの決定 : 平成27年8月21日(於:議員協議会) ・適用開始 : 平成27年9月2日議員協議会から  《議員協議会の「その他」の項における発言に関する申し合わせ≫ (1) 執行機関への質問は、突発的な出来事や当該議員協議会で質問しないと時機を失する事項とする。 (2) 執行機関に質問を行う場合は、その内容を議員協議会の目の前日(その日が市の休日に当たるときは、直近の市の休日以外の日)午後3時までに書面で議長に通告し、発言の許可を得る。 (3) 上記(2)の通告は、所定の様式により議会事務局まで直接提出することとする。ただし、ファクス又はメールにより提出しようとする場合は、電話で事前に議会事務局あてその旨を連絡する。 (4) 議員協議会の当日(その日の前日(その日と引き続いて市の休日に当たる日を含む。)が市の休日に当たるときのその日を含む。)にマスコミ報道等で明らかになった事項について質問を行う場合は、議員協議会当日の午前9時までに口頭で議長に通告し、発言の許可を得る。 (5) 複数人から通告がある場合の発言の順序は、原則として議長が通告書を受理した順とする。 (6) 執行機関の答弁に対し、通告者以外の議員から答弁内容を確認することは可とする。	実施 工程当初 第28第

35	(8)議会基本条例の検討議会活動基本計画を実行する中で、基本条例について具体的に検討します。	<b>≪内容</b> 平成 28 議会	<b>研修会において、議会基本条例の意義等を確認</b> ≫ 8 年 10 月 31 日 (月) からの政策サイクル~「住民自治の根幹」としての議会を作 )山梨学院大学法学部教授・同大学院社会科学研修科長 工藤俊昭氏による議員研修会 ※講演の中で、議会基本条例の意義等を確認した。	動させる~	【研修会】 10/31	検討 工程 H28当初 検討
36	(9) 政策条例提案の 手続等の検討 事条の検討する議とでというできる。 一個では、では、では、では、では、では、では、ののでは、ののでは、ののでは、のので	から (1) (2) (3) <b>≪内容</b>	、次の3点について整理 政策条例審議までの流れ(「全会一致を目指す場合」と「会議 条例提案書(様式) 舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱		3/8 3/25 4/27 5/12	検実 工28対施 制施 報到

各派幹事会	3 条例検討  (1)当該「条例提案書」により提案者(会派に所属しな議員を含む。)から幹事会メンバーに説明 (2)会派での協議を経て、各会派の意向を確認  ◆ ①条例化に取り組むこととなった場合 ・議長が議会運営委員会に条例案の検討を諮問 ②条例化に取り組まないこととなった場合 ・議長が当該提案者にその旨を報告	
議会運営委員会	4 条例立案に係る答申  (1)提案者(会派に所属しない議員を含む。)から条例素 案を委員会で説明後、質疑応答 (2)条例素案を基に条例案を協議・決定 (3)条例案の必要となるパブリック・コメントを経て、最 終条例案を決定し、当該条例案に対する賛否の確認後、 議長へ答申 ※条例案検討に当たって必要な検討組織は議運内で協 議・決定	
各派幹事会	5 <b>最終条例案の協議</b> (1)各派幹事会における最終条例案の確認 (2)最終条例案の提案者(賛成者)の協議・決定	2 最終条例案の協議         (1)各派幹事会における最終条例案の確認         (2)最終条例案の提案者(賛成者)の協議・決定
議会運営委員会	◆ 6 条例議案の取り扱いの協議 (1)条例議案の審議の流れを決定 ・提案説明→質疑→討論→採決	<ul><li>3 条例議案の取り扱いの協議</li><li>(1)条例議案の審議の流れを決定</li><li>・提案説明→質疑→討論→採決</li></ul>
本会議	7 条例議案の提出 (1)議会運営委員会で決定した取り扱いに基づき、条例議 案を審議	4 条例議案の提出 (1)議会運営委員会で決定した取り扱いに基づき、条例 議案を審議

### 条例提案書(様式1)

平成 年 月 日

舞鶴市議会議長 様

会派名

提案者名

条例提案書

次のとおり条例提案を考えていますので、お取り計らいくださるようよろしくお願いします。

表  題	
条例提案の 趣 旨	
条例素案 及び関係資料	別添のとおり
パブリック・ コメント手続	要 · 不要 (理由)
条例制定希望	平成 年 月定例会
その他	

※別紙により記載可能

#### 舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市議会(以下「議会」という。)の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、 その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会における パブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、 内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識(以下単に「意見」という。)を考慮し、最終 的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(対象)

- 第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等(この要綱において「政策等」という。)の策定(改廃を含む。以下同じ。)とする。
  - (1) 議会の基本的な方向性を示すもの
  - (2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。
  - (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
  - (2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの

(案等の公表)

- 第4条 議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料(以下「案等」という。)を公表しなければならない。
  - (1) 当該政策等を策定する趣旨
  - (2) 当該政策等の案の概要
  - (3) その他必要と認める資料
- 2 案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は 複数の方法により行うものとする。
  - (1) 広報紙への掲載
  - (2) 議会が必要と認める施設での閲覧
  - (3) その他議会が定める方法

(意見の募集等)

- 第5条 議会は、案等の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。 ただし、30日以上の期間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 郵便又は信書便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール

- (4) 議会が必要と認める施設への書面の持参
- (5) その他議会が定める方法
- 3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

(意見の考慮等)

- 第6条 議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。
- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、 提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。
  - (1) 提出された意見の概要
  - (2) 提出された意見に対する議会の考え方
  - (3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

(一覧の作成等)

- 第7条 議会は、第4条第1項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。
  - (1) 政策等の名称
  - (2) 案等の公表日及び意見募集期間
  - (3) 案等の閲覧等の方法
  - (4) 問合せ先
- 2 議会は、第3条第2項第1号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

#### 舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱の解説

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市議会(以下「議会」という。)の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

#### 【解説】

- 1 この手続の直接の目的としては、「舞鶴市議会の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たす」とするもので、議会の基本的な方向性を示すものなどを意思決定する前に、案を公表し、その案に対する市民等からの意見とその意見に対する議会の考え方を公表する手続をとることとするものです。
- 2 この手続の高次の目的としては、「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするもので、市民に議会活動を広報するとともに、市民等の多様な意見を把握し、意思決定に反映させることにより、「市民に開かれた議会・市民と協働する議会」にしていこうとするものです。
- 3 この手続は、議会が政策等を決定する前に、当該政策等の案に対する市民等からの意見を聞いて、その内容を考慮して最終的な意思決定を行うものであり、ただ単なる賛成・反対を問うものではなく、その多数によって意思決定を行うものではありません。

#### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、 内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識(以下単に「意見」という。)を考慮し、 最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をい う。

#### 【解説】

1 「パブリック・コメント手続」という用語は、「舞鶴市パブリック・コメント手続要綱」に規定する、それと同義として使用するものです。

#### (対象)

- 第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等(この要綱において「政策等」という。)の策定(改廃を含む。以下同じ。)とする。
  - (1) 議会の基本的な方向性を示すもの
  - (2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。
  - (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
  - (2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの

#### 【解説】

- 1 「議会の基本的な方向性を示すもの」とは、議会活動の基本理念や基本方針を示す条例等をいいます。 対象となるものとしては、議会基本条例の制定及び改廃が考えられます。
- 2 「市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの」は、市内全域又は全市民を対象とし、特定の地域・者を対象とするものは対象外とするとともに、市政の各分野における政策の基本的な事項を定め、議会の権限を考慮して執行機関が具体的な施策等を定めるような内容のものは定めないこととするものです。

対象となるものとしては、いわゆる政策条例が考えられます。

- 3 上記1及び2以外で、この手続の趣旨に照らして対象とすべきものとする場合であり、対象となるものとしては、次のものが考えられます。
  - (1) 舞鶴市議会に関わる条例及び規則の制定(改廃を含む。)
  - (2) 特定の地域・者に関するものは対象外であるものの、全地域又は全市民に対して広く意見を求める必要があると認められるもの
- 4 この手続の対象としないものとして、次のものを定めています。
  - (1) 「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、手続に要する時間の経過により、条例等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。具体的には、災害等の緊急時に対応する必要がある場合、次の会期の審議では時期を失してしまうと判断される場合が想定されます。
  - (2) 「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないもの又は制度の改正等に伴い一部表現(文言)を変更するものをいいます。
  - (3) 「議会に裁量の余地がないと認められるもの」とは、法令や国、京都府、舞鶴市の計画にその内容が詳細に規定されている場合をいいます。

#### (案等の公表)

- 第 4 条 議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料(以下「案等」という。)を公表しなければならない。
  - (1) 当該政策等を策定する趣旨
  - (2) 当該政策等の案の概要
  - (3) その他必要と認める資料
- 2 案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。
  - (1) 広報紙への掲載
  - (2) 議会が必要と認める施設での閲覧
  - (3) その他議会が定める方法

#### 【解説】

- 1 案等の内容は、市民等がその内容を十分理解し、適切な意見が提出できるよう、わかりやすい表現を心掛けることとし、案等の公表時期は、政策等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を決定することとします。
- 2 「その他必要と認める資料」とは、市民等が手続の対象とする政策等の案を理解するために議会が必要と認める資料をいいます。
- 3 議会が案等を公表するときは、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに市議会のホームページへの掲載は必ず行うものとし、広報紙への掲載や施設での閲覧などの方法も採り入れることとします。
- 4 「広報紙への掲載」は、まいづる市議会だよりや広報まいづる等の広報紙への掲載で、これらの掲載については、原稿の締切り等の時間的な制限や紙面の制約等があることから、適宜、議会報編集委員会での協議や市の広報担当課と協議することとします。
- 5 「議会が必要と認める施設での閲覧」は、西支所、加佐分室、公民館、図書館等で議会が当該政策等に係る対象などを考慮 して必要と認める施設において了解を得た施設での閲覧をいいます。
- 6 「その他議会が定める方法」は、印刷物の配布や報道機関への情報提供等の方法が考えられます。

#### (意見の募集等)

- 第5条 議会は、案等の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上の期間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 郵便又は信書便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 議会が必要と認める施設への書面の持参
  - (5) その他議会が定める方法
- 3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)を 明らかにしなければならない。

#### 【解説】

- 1 意見の募集期間は、30 日以上を確保しなければなりませんが、30 日以上の期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができます。
- 2 30 日以上の意見の募集期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30 日以上の意見の募集期間を設定したとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などです。
- 3 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、記録を残すことができる方法によることとし、電話、口頭によるものは、除外することとします。
- 4 意見の提出者は、舞鶴市民(個人)に限らず、法人その他の団体を含めた何人とします。
- 5 議会は、提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容の確認等を行うため、意見提出者に住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)の明示を求めることとしますが、その住所、氏名等は公表しません。

#### (意見の考慮等)

- 第6条 議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。
- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。
  - (1) 提出された意見の概要
  - (2) 提出された意見に対する議会の考え方
  - (3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

#### 【解説】

- 1 議会は、提出された意見を考慮して、当該政策等の意思決定を行います。この場合において、提出された意見を必ず採り入れるというのではなく、提出された意見について十分検討し、政策等の趣旨を踏まえて反映できるものは、反映するものとします。
- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは提出された意見の概要とそれに対する議会の考え方を、また、当該案等を修正した場合にはその修正内容を、原則として最終的な意思決定時に公表するものとします。
- 3 提出された意見が舞鶴市情報公開条例第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例第17条各号に規定する不開示情報に該当する場合は、当該意見は公表しません。

- 4 この手続の趣旨は、市民等からの多様な意見を考慮して、政策等を決定していくことにあることから、賛否の結論だけを示したものについては、議会の考え方を示さないものとします。また、政策等の案に対して提出された意見の内容が当該案から 逸脱しているものについても同様とします。
- 5 提出された意見が多数の場合は、類似の意見をまとめて公表することができるものとします。

#### (一覧表の作成等)

- 第7条 議会は、第4条第1項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。
  - (1) 政策等の名称
  - (2) 案等の公表日及び意見募集期間
  - (3) 案等の閲覧等の方法
  - (4) 問合せ先
- 2 議会は、第3条第2項第1号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

#### 【解説】

- 1 一覧の公表は、どのような案件についてパブリック・コメント手続をとっているのか、又はとらなかったのかを市民等にわかりやすく知らせるためのものです。
- 2 議会は、手続をとっている政策等については当該案等の公表後に、手続の対象としないこととしたものについては当該意思 決定後に、速やかにその一覧を公表することとします。

#### (その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

#### 【解説】

この要綱の定めるもの以外で規定すべき事項については、議会運営委員会において協議し、定めることとします。

#### 附則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

#### 【解説】

この要綱の施行期日を平成28年5月12日としたものであり、議会は、同日以後に議会が政策等を決定しようとする場合は、 この要綱に基づきパブリック・コメント手続をとることとします。

平成28年10月21日

議会運営委員会 委員長 山 本 治兵衛 様

総務文教班 座長 岸田 圭一郎

経済消防班 座長 谷川 眞司

民生環境班 座長 和佐谷 寛

建設班 座長 福村暉史

意見交換会の運営方法の改善等に係る協議結果について

本日、舞鶴市議会意見交換会実施要領11の規定により、4座長で、意見 交換会の運営方法の改善等について別紙のとおり取りまとめましたので、報 告いたします。

なお、参考として、各班の反省点等及び報告書を添付します。

#### ○意見交換会の運営方法の改善等

#### 1 意見交換会の方向性について

意見交換会の方向性については、次の意見が出されたことを十分踏まえた上で、検討されたい。

- (1) 意見交換会は、継続していくこととして、さらにより良いものとなるよう、実施方法については、全体的に再度検討されたい。
- (2) 現在実施している意見交換会は、本来議員活動として行うべきであり、 各議員において勉強して、その活動を議会の中で反映していくべきだと 思うが、意見交換会を継続していく方向性の中で、改めて議会全体で取 り組むこととなった場合は、その決定に従うこととする。
- (3) 対象とする団体が少ない班もあるため、当初スタートした「議会報告会」としての実施も検討されたい。

#### 2 意見交換会のテーマの選定について

意見交換会の内容を議会及び議員活動に十分生かしていくためには、テーマの選定が重要となるが、各班において、現状と課題を十分整理した上で、テーマを選定されたい。

#### 3 意見交換会の実施時期及び実施回数について

- (1) 実施時期が決まっていると、せっかくテーマを選定してもその対象団体の受け入れが困難である場合も考えられることから、全体的なスケジュールの決定の際、実施時期については柔軟に対応できるよう、検討されたい。
- (2) 年1回の開催としているが、実際には、意見交換会の開催時間が短いため、十分な意見交換ができない。意見交換の内容が十分生かせるよう、 事前の準備等に時間をかけることなく、回数を増やし、テーマに沿った 様々な団体と意見交換を行うことも、検討されたい。

#### 4 意見交換会での議員の発言について

- (1) 議会には執行権がない中で、十分に対象団体と意見交換をするにあたり、議員個人としての発言については、事前に整理した上で、臨む必要がある。
- (2) 対象団体からの意見を聴取すること以外に、各議員が課題を解決するために、対象団体へ質問を投げかけることが必要である。

#### 5 意見交換会の配席について

意見が出しやすい雰囲気づくりの一つとして、配席を会議形式とせず、 ひざを突き合わせて意見交換を行うこととするなど、配席を工夫されるこ とを検討されたい。

#### 6 意見交換会の役割分担等について

意見交換会の運営における座長と司会との役割分担など、全体的な運用における役割において、進行に係る時間の配分を含め、確認する必要がある。

#### 7 議会及び議員活動に係る意見交換会の生かし方について

今回の意見交換会の結果については、総括すると、直接的ではなくても、 一般質問や委員会審査などに意見交換の内容が生かせたと思うが、さらに 生かしていけるようにするためには、テーマの選定時に、その生かし方に ついて、意見交換会実施前に検討する必要がある。

#### 8 意見要望の対応方法について

- (1) 意見要望の対応については、最終的には、委員会として、意見等を取りまとめ、執行機関へ提言等を行うことも検討されたい。
- (2) 意見交換会の中で出された意見や質問に対して、相手方にどのように返すのか、課題に向けた解決のための議論や、要望の仕分け及び対応については、再度、検討されたい。

#### 9 その他

勉強会の実施について

対象とする団体の参加者全員が同様の考えを持っているとは限らないことを理解した上で、対象団体と双方向により、意見交換ができるよう、意見交換会を実施する前に、テーマや対象団体について、十分勉強して臨む必要がある。

#### ●平成28年8月10日:4座長から議会運営委員会委員長へ提出した意見

(8月24日議会運営委員会において、提出された意見)

#### ○意見交換会の運営方法の改善等

#### 1 意見交換会の方向性について

意見交換会は、今後も継続していくこととして、実施時期や方法については、再度十分検討されたい。

#### 2 班編成について

- 3種類の意見が出ていたことを踏まえて検討されたい。
  - ① 現行どおり、4常任委員会を単位とした班編成でよい。
  - ② 班編成は現行どおりとして、参加者全員が発言しやすいように、 班の中で、少人数のグループに分けて意見交換をする。
  - ③ 現行の常任委員会の単位ではなく、少人数で班を編成する。

#### 3 役割分担について

上記2の②、③において、少人数で意見交換をする場合には、他の班 と連携し、記録を依頼するなど役割分担を見直す必要がある。

#### 4 意見要望の対応方法について

- (1) 議員全員での情報共有は、報告書の配付ではなく、各議員の傍聴を 基本とするべきである。
- (2) 実施要領10(4) に記載のとおり、それぞれの班において、議長 への報告だけでなく、意見や要望について必要な事項は、執行機関に 報告いただく必要がある。

#### これまでの各班の反省点等

### 【総務文教班】

#### ● 7月29日:班会議意見

- 本年2月から班会議を重ね、意見交換会の準備を行ってきたが、事前 準備の期間が長いと議員も対象団体も気軽に意見交換会に臨めない雰囲 気となるため、双方が気軽に意見交換ができるよう改善すべきと思う。
- 舞鶴市PTA連絡協議会から8名の皆さんに出席いただき、意見交換を行ったが、8名が日頃よく顔合わせをしているメンバーではなかったこと等から、議員からの質問に対する意見の発言者に偏りがあった。出席者全員の共通話題として発言のしやすいテーマの設定が必要であったと思う。
- 意見交換会の実施時期が固定されていると、議会側が実施したい時期 に集まってもらうことが困難である団体等があり、結果として、意見を 聞きたい団体との意見交換ができないこととなってしまうので、実施時 期を固定することについては、協議が必要であると思う。
- 意見交換会に出席いただいた全員が発言しやすいよう、会議のイメージでの配席ではなく、少人数のグループをつくり、ひざをつき合わせた イメージの配席で、実施するとよいのではないかと思う。
- 「子どもたちの夢達成に向けたサポートについて」をテーマとしていたが、保護者の立場から、また、PTA役員の立場から、それぞれ、普段聞けない話を聞けてよかった。今回の意見交換会を9月定例会や委員会等において活かしていきたいと思う。

#### ●10月13日:班会議意見

- 「舞鶴市PTA連絡協議会」を対象とし、「子どもたちの夢達成に向けたサポートについて」意見交換会を行ったが、委員会等での審査において、各委員が意見交換会の内容を咀嚼し、教育に係る総合的な判断から質問できたことについては、意見交換会の内容が生かせたと思う。
- 本会議や委員会において、意見交換会の内容を十分に生かすためには、 実際に意見交換会をする時間が1時間半から2時間では少ないと思う。 事前準備等に手間をかけることなく、回数を増やし、テーマに沿った様々 な団体と意見交換を行い、最終的には、委員会として意見等を取りまと め、執行機関へ提言等をするべきだと思う。

○ 対象とする団体が少ない班もあるので、舞鶴市政が課題としているテーマを設定し、幅広い分野の方々と意見交換を行うこともよいと思う。

## 【経済消防班】

#### ● 8 月 5 日:班会議意見

- 想定していたことではあったが、1人の方の発言が長くなってしまった場合でも途中で止めることは難しく、発言機会が少ない参加者もあった。
- 商店街事業者は生活がかかっていることなので、話に熱がこもるのは 当然のことで、商店街をフィールドにまちづくり活動をしている団体と の温度差があるのは仕方ない。
- 立場の違う団体が一同に会して行うことのメリットもあると思うし、 個別にじっくり意見交換することもメリットはあると思うので、どちら がよかったかは判断しにくいところ。
- テーマは「商店街の振興」であったが、「まちづくり」の方向に流れていた。商店街の振興につながるまちづくりではあるが、もう少し商店街の議論ができればよかった。
- 今回の相手方からは、行政への要望ではなく、まちの将来を見据えた 意見や現状が聞けて有意義であったと思う。
- 意見交換会の結果をどう生かしていくかは、議員個人の意識によると ころが大きい。一般質問や委員会での質疑などに生かすことは十分にで きる内容だったので、積極的に取り組みたい。
- 結果を何らかの形で各団体にフィードバックしたい。
- 要望の仕分け(班で対応するのか議会として対応するのかなど)を行 う体制を考えておく必要がある。
- 執行機関の関係者の傍聴について、各班でばらつきがあったように思 うが、依頼やお知らせについて検討しておく必要があるのではないか。
- 他の班で「執行機関ではないので・・・」という発言があったが、相 手方に「言ってもしょうがない」と思われないように、しっかり説明し ておく必要があると考える。

#### ●10月11日:班会議意見

- 生かせるものは生かしていくべきであるが、必ずしも目に見える形で 反映されなければならないとは考えていない。現状を認識するとともに、 行政とは違う視点からの意見を聞くこと自体に意味があり、直接的では なくても、その後の質疑等に生かせることになると思う。そういう意味では、生かせたと言えるのではないか。
- 意見交換会における議論を踏まえて一般質問を行ったが、それを見た 意見交換会の参加者から連絡をいただいた。参加された方々に対する姿 勢としても、何らかの形で反映しなければならないと考える。
- 意見交換会の中で出された問題点の解決に向けた議論や、要望の仕分 けと対応が重要だと考える。

## 【民生環境班】

#### ●8月2日:班会議意見

(全体的な意見)

- 限られた時間の中で意見交換を行うには、参加団体の人数、議員の数 (班体制)を少なくしたほうが意見が出しやすいと感じた。
- 意見交換に集中するために、要録は他の班で行うのも1つの方法ではないか。
- 意見交換会実施に係る打合せ等をもっと簡略化できないか。

(民生環境班に係る意見)

○ 民生環境班では司会が最後まで進めたが、最初と最後は司会が行い、 意見交換の時は座長が行った方が良かったのではないか。

#### ● 1 0 月 2 0 日:班会議意見

- 舞鶴市民間保育園連盟を対象として、「よりよい保育環境づくりについて」意見交換会を行ったが、認識を深めることができ、委員会の質疑等において意見交換会の内容を生かせたと思う。
- 広く後期実行計画を見る上で意見交換会の内容は参考になった。
- 今後の議員活動の中でも生かせられると思う。

○ 参加者から意見を聞くことが多かったが、議員からの意見について意 見交換を行うこともよいと思う。

### 【建設班】

#### ● 8 月 4 日:班会議意見

○ 事前の調整・準備

意見交換の相手方の学生や教授が大変忙しく、実施を考えていた共同 の現地視察も含め、事前の打ち合わせや調整が十分できなかった。

また、議会の二元代表制や議員の立場などについても事前の説明が必要であったと思う。

#### ○ テーマとの関連性の確認や議論のポイントの絞り込み

今回の「まちづくり」という大きなテーマの中で、学生の発表や意見の内容等について、その位置付けやポイントなどをもっと明確にしておけば、よりテーマの趣旨に沿った意見交換ができたと考える。 また、学生の事前アンケートの内容を十分活用できなかった。

#### ○ その他

- ① 今回の高専学生との意見交換は、普段接することの少ない若者の斬 新な考え方に触れることができてよかった。
- ② 今後の意見交換会のあり方については、各班が毎年同時期に行うのではなく、それぞれが必要と判断したときに実施すればよいのではないか。

#### ●10月12日:班会議意見

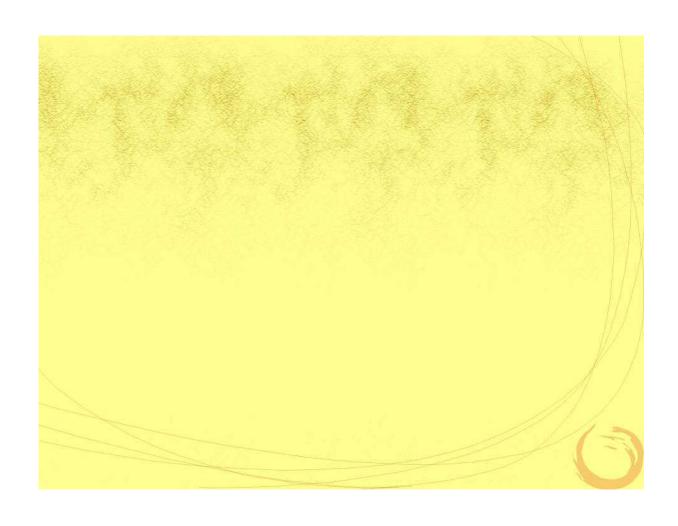
- 今回の意見交換会は、舞鶴高専の学生のまちづくりに関する提案や意見を聞くことに主眼を置いたものであり、内容的に直接議会の質疑等に結びつくものではないが、普段接することの少ない若者の斬新な考え方などを聞かせていただいたので、今後の活動の参考として生かしていきたい。
- 現在実施している意見交換会は、本来議員活動として行うべきものであり、議会活動として実施することには無理があると考える。
- 市の施策等について議員は答えられないと言わず、議員個人としての 意見を述べればよいのではないか。
- 意見交換会で出された意見や質問に対して、相手方にどのように返す のか、意見交換会全体のルールづくりが必要ではないか。

## 監視機能の充実に関する会派意見(平成28年10月28日)

### ○ 監視機能の充実に関する今後の方向性について

会派名	意見りるう後の方向性について
	監視の言葉を代えたほうがよい。
  創政クラブ議員団	実行計画や個別計画の監視であるので、関係のない質
	間は控えること。
	監視項目について、深く質疑していく。
新政クラブ議員団	年間計画についての中間チェックも必要ではないか。
	質疑については、多少逸脱した議員もいたように見受
	けられたが、全体として問題はなかった。
	執行部に緊張感を持ってもらうため、議会も緊張感を
公明党議員団	持って監視の質疑や評価にあたることが重要であり、取
	り組みとしては大変良かったと思う。
	- 今後継続していくべき。
	具体的にも今回の内容でよいと考える。
	初めての取り組みで、あたりさわりのない質問になっ
	た。後期実行計画の中間点でもあり、どのような観点で
	  計画の推移を見ていくのか、評価しにくい点がある。数
日本共産党議員団	値目標がない項目も多く、定例会の常任委員会とあまり
	変わらないものになった。
	9月定例会前に、実行計画全ての項目についての検討
	をするほうが実になるのではないかと考える。
	約2時間という時間の中で各項目について執行機関
	の説明を聞いた後、質疑を行い、限られた時間内で評価、
	意見を述べるのは、時間的に無理があるのではないか。
	質疑の後、個人的な評価、意見を述べただけでいいの
	か。質疑の後、委員間討議を行い、その中で各委員の評
	価、意見を述べ、委員会として総括し進捗状況を評価す
鶴翔会議員団	べきではないか。
<b>阿州云峨</b> 貝凹	各常任委員会での総括的な進捗状況も公表するべき
	ではないか。
	質疑内容が各定例会の常任委員会と同じようなこと
	になっているのではないか。
	年間を通しての進捗状況を監視するのではなく、年度
	途中でもその経過を検証し、今後の計画実施に向けて意
	見を述べる場を設けてもいいのではないか。

# 舞鶴市議会における 災害対応について (暫定版) 平成28年10月4日策定 舞鶴市議会



## はじめに

舞鶴市議会では、平成27年5月に第19期の議会が取り組む活動の指針として、「第19期舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、この計画における活動の基本となる目標を「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の3つを掲げ、その実現に向け、計画的に活動してまいりました。

近年、大規模災害が全国各地で発生していることを受け、「効率的・効果的な議会運営」の観点から、大規模災害発生直後からの緊急的な事態においても舞鶴市議会とその構成員である議員がその役割を十分に果たすことができるよう「議会における危機管理」を整理することとし、災害発生時における議会や議員の考え方・行動等について、議論を重ね、舞鶴市議会における災害対応の取りまとめを行いました。

# 目次

○ 災害時における対応の基本的な考え方・・・・・・ 1 災害時における議会の役割・・・・・・・・・	
2 災害時における議員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 議会の構成員としての役割・・・・・・・・ (2) 地域の一員としての役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 議員の活動・行動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 • 4
3 災害時における執行機関との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化(原則 (2) 執行機関の災害対応を優先するための議会運営上	

〇 舞鶴市議会災害対策・支援本部(議会本部)・・・・・・・ 7	
1 議会本部の役割・・・・・・・・・・・・ 8	
2 議会本部の構成・・・・・・・・・・・・・ 8	
3 議会本部の所掌事務・・・・・・・・・・ 9	
4 議会本部の開設・閉鎖時期・・・・・・・・・・・10	
5 議会本部へ参集する場合の判断基準・・・・・・・・11	
6 議会の役割・議会本部の役割・・・・・・・・・12	
〇 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル	
(一般災害・震災対策共通編)・・・・・・・・・13	
1 行動マニュアルの趣旨・・・・・・・・・・・15	
※ 基準とする期間(一般災害対策・震災対策)・・・・・16	
2 初動期における行動基準・・・・・・・・・・・・17	
(1) 議会の対応・・・・・・・・・・・・・・/17/	
① 本会議・委員会開催時の対応・・・・・・・・17	
② 本会議・委員会が開催されていないときの対応・・・・18	3

(2	議員の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1	応急期における行動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1		23
5	議会事務局の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6	防災訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

# 災害時における対応の 基本的な考え方

# 1 災害時における議会の役割

- ・議決機関、意思決定機関として、被災状況の確認や被災地の要望の把握を行う。
- ・執行機関の災害関連の補正予算等の審議を行う。
- ・その成立後には災害対策の進捗確認や防災・減災への提言を行う。

議会の役割		災害時における議会の役割
① 市民の意思・意見の把握	$\Rightarrow$	被災状況の確認、現地の要望の把握
② 政策の提案・提言	$\Rightarrow$	市への災害関連予算の要望 国、府、関係機関等への要望
③ 議会としての意思決定 (議決機能)	$\Rightarrow$	条例・予算等の議案審議
④ 施策・事業の点検・監視・評価	$\Rightarrow$	災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討
⑤ 議会活動に関する市民への説明	$\Rightarrow$	災害対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握
	13	

## 2 災害時における議員の役割

## (1) 議会の構成員としての役割

- ・市民から信託された市民の代表として、被災状況の確認や現地 要望の把握を行う。
- ・被災地の状況や要望等現地の情報を伝えるとともに、市民の 意思を的確に市政に反映させるため、現地調査、議案審議等の 災害時における議会活動に従事する。

## (2) 地域の一員としての役割

・議員の役割を認識したうえで、災害発生直後から舞鶴市議会災害対策・支援本部(以下「議会本部」という。)の閉鎖まで、議会本部の本部長(議長)からの招集がないときは、地域の一員として、被災者の救援、避難所運営等に従事する。

0

## (3) 議員の活動・行動基準

- ・議員に求められる具体的な行動については、概ね、次のとおり
- ① 災害発生直後から議会本部開設まで(初動期)
  - ア 自身等の安全確保
  - イ 自身の安否等の伝達
  - ウ被災状況等の情報収集と伝達
  - エ 地域の一員としての活動

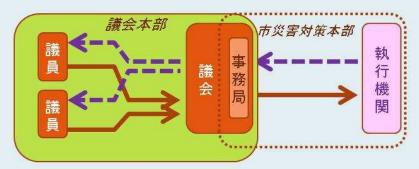
### (2) 議会本部の開設から活動決定まで(初動期、応急期)

- オ 議長、副議長、各会派の代表者 議事堂又は議長が定めた場所へ参集し、議会本部としての 活動について検討
- カ 他の議員 ①のア〜エの継続
- (3) 議会本部会議での活動決定後(応急期、復旧・復興期)
  - キ 議会本部の構成員として、活動に従事

# 3 災害時における執行機関との関係

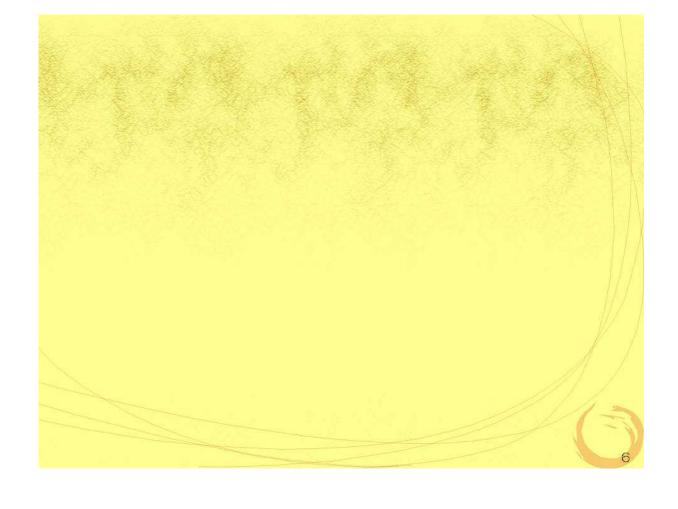
執行機関の災害対策を支援

(1) 議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化(原則)



(2) 執行機関の災害対応を優先するための議会運営上の配慮

5



# 舞鶴市議会災害対策・支援本部(議会本部)

# 1 議会本部の役割

#### 議会本部

舞鶴市議会議員

### 議会として必要な活動を行う。

舞鶴市災害対策本部と連携して、市の災害対策を側面から支援する。

# 2 議会本部の構成

## 本部長(議長)

副本部長(副議長)

本部役員(各会派の代表者)

本部員(他の議員)

事務局

本部事務の総括

本部役員・本部員の指揮監督

本部長の補佐

本部長に事故ある時、職務代理

本部長・副本部長の補佐

本部の事務に従事

本部長の命を受け、

本部の事務に従事

本部の庶務

# 3 議会本部の所掌事務

- ① 議員からの災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供する。
- ② 市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行う。
- ③ 必要に応じて、被災地、避難所等の調査を行う。
- ④ 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認する。
- ⑤ 舞鶴市議会議事堂の使用が不可能な場合、会議場所確保について調整する。
- ⑥ 災害からの復旧・復興を支援するため、必要に応じて、**国・府・関係** 機関等に対する要望活動の準備を行う。
- ⑦ その他議会本部が必要と認めること。

# 4 議会本部の開設・閉鎖時期

- ① 開設=議長判断 市災害対策本部が開設された場合において、議長が必要と認めたとき
- ② 閉鎖二本部長判断 議会が通常の機能を回復した後、復旧状況に応じて閉鎖する。

# 5 議会本部へ参集する場合の判断基準

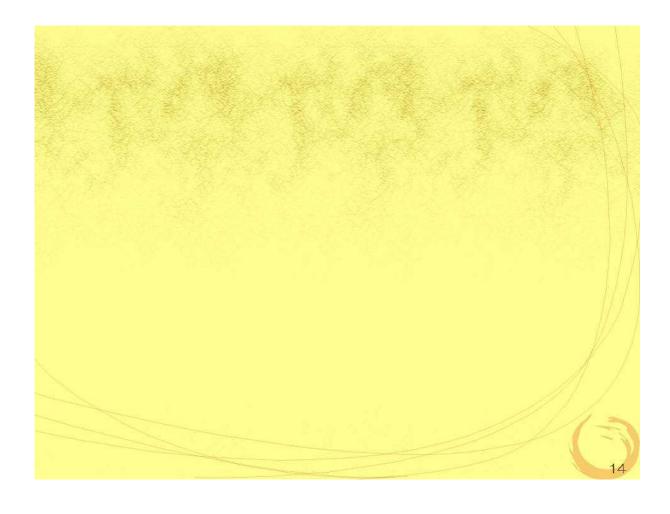
Section 1		20 to 100 Wales	参集する者					参集
To State of Street, St	災害対応の期間	参集の判断基準		副本 部長		本部員	事務局	場所
STREET, SQUARE BY		議会本部が開設されたとき *大雨・暴風等の特別警報が発表され、						
	初動期(開設時)	特別な警戒を必要とする場合 又は相当規模の災害が発生し、 若しくは発生するおそれがある場合 *市域に震度6弱の地震が発生した場合、 震度5強であっても相当な被害があり、 又は予測される場合 市域に津波警報が発表されたとき	0	0			0	舞鶴 市議会 議事堂
	初動期応急期	本部長の判断(招集)により参集 *議員が地域の一員としての活動を行えるよう、 必要最小限の人数で災害対応に係る協議等を行う 場合	0	0	0		0	又は 本部長 が定め る場所
1	復旧·復興期	本部長の判断(招集)により参集 *議員全員で災害対応に係る協議等が必要である場合 (議員は、可能な限り議会本部会議に参集)	0	0	0	0	0	

- ※ 被害状況により、参集できない場合は、電話等で対応する。
- ※ 議会事務局は、庶務として対応する。

# 6 議会の役割・議会本部の役割

災害時における議会の役割	議会	議会本部
被災状況の確認、現地の要望の把握		0
市への災害関連予算の要望 国、府、関係機関等への要望	0	〇(準備)
条例・予算等の議案審議	0	
災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討	0	
災害対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握	0	





# 1 行動マニュアルの趣旨

舞鶴市内で

#### 大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合(※) (舞鶴市災害対策本部が開設された場合)

舞鶴市議会(以下「議会」)及び 舞鶴市議会議員が(以下「議員」) 議会として必要な活動を行うとともに

舞鶴市災害対策本部と連携して、

市の災害対策を側面から支援するために

必要な行動について定める。

# (※)大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合とは (市災害対策本部の開設基準に準じる。

## 風水害、土砂災害等(一般災害)の状況 ・大雨、暴風等の特別警報が発表され、 特別な警戒を必要とする場合又は 相当規模の災害が発生し、若しくは 発生するおそれがある場合

## 地震、津波(震災)の状況

- ・市域に震度6弱の地震が発生した 場合
- ・震度5強であっても相当な被害があ り、又は予測される場合
- ・市域に津波警報が発表されたとき

## ※基準とする期間(一般災害対策・震災対策)

期間区分	期間定義				
初動期	災害発生時から概ね72時間が経過するまで				
応 急 期	初動期を経過後、応急措置を講ずる時期とし、 復旧・復興期までの期間 ※ 警報が解除され、被害が収束した段階まで				
復旧·復興期	応 <mark>急期経過後、</mark> 議会が通常の機能を回復するまで				

# 2 初動期における行動基準

- (1) 議会の対応
  - 1) 本会議・委員会開催時の対応
  - 議事を調整し、参集者全員の安全を確保する。

・議長は、状況に応じて、本会議の「休憩」を宣言

議長は、休憩宣言後、以下いずれかの対応を判断する。

本会議

① 安全を確認し、会議を再開

② 直ちに会議を再開し、「延会」することを 諮り、「**延会**」を宣言

③ 閉議時間の到来により、自然延会

委員会

・委員長は、状況に応じて委員会の「休憩」を宣言

① 安全を確認し、委員会を再開

② 委員会開催日から日付が変わることにより 自然散会

※ 議場(委員会室)から避難が必要となった場合

議長(委員長)は、傍聴者をはじめとする議場(委員会室)内 参集者全員の速やかな避難を図る。

○ その後、議長が必要と認めたときは、議会本部を開設する。

## 2 本会議・委員会が開催されていないときの対応

- 本会議の延期(自然休会)など緊急を要する場合は、議会の 運営を**議長**が**判断**する。
- その後、議長が必要と認めたときは、議会本部を開設する。
- 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認する。
- 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。
- 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**する。

## (2)議員の対応

- ① 本会議・委員会開催時の対応
- 議長又は委員長の指示に従う。
- **速やかに自身の安全を確保**し、被災者がある場合には、その**救出・ 支援**を行う。
- 状況に応じて退庁し、地域での支援活動等を行う。
- 退庁後は、**安否及び居所又は連絡場所を議長に報告**し、**以後の** 連絡体制の維持に努める。

19

## 2 本会議・委員会が開催されていないときの対応

- 議長が、本会議の延期(自然休会)など、議会の運営について 判断した場合は、その判断に従う。
- **自身や家族等の安全を確認**し、安全確保のため、速やかに安全な 場所へ避難する。
- 安否及び居所又は連絡場所を議長(本部長)に報告し、以後の 連絡体制の維持に努める。
- 上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず、**自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、議長(本部長)からの連絡を待つ**。
- 自身の安全を確保したうえで、地域の被災者の安全確保、避難誘導 に地域の一員として協力する。
- 必要に応じ、**議長(本部長)へ地域の災害状況及び避難状況等を** 、**伝達**する。

#### ※留意事項※

市災害対策本部への災害情報の提供及び要望等は、原則、議会本部を通じて行う。

# 3 応急期における行動基準

## (1) 議会本部の対応

- 災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、**市災害対策本部 が行う災害対応に最大限の協力**を行う。
- 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。
- 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**を行 う。
- 必要に応じて、被災地、避難所等の調査を行う。
- 本部長は、議員の安否確認や議場の確保についての調整等、**議**会として必要な活動が早期に行えるよう努める。

21

## (2) 議員の対応

- **自身の安全を確保**したうえで、各地域における被災地及び避難所 等において**情報収集に努める**。
- 必要に応じ、**議会本部に情報を提供する**とともに、**地域の一員と** して共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- 市民に対し、知り得た**正確な災害情報を積極的に提供**する。

### ※留意事項※

市災害対策本部への災害情報の提供及び要望等は、原則、議会本部を通じて行う。

# 4 復旧・復興期における行動基準

## (1) 議会本部の対応

- 災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、**市災害対策本部 が行う災害対応に最大限の協力**を行う。
- 災害からの復旧・復興を支援するため、必要に応じて、**国・府・ 関係機関等に対する要望活動の準備**を行う。
- 本部長は、舞鶴市議会議事堂(舞鶴市役所本庁舎)の使用が不可能な場合(崩壊、危険、長期停電など)は、市災害対策本部と連携し、議会が開会できる使用可能な施設(会議室等)の確保について調整する。
- 本部長は、市災害対策本部等と連携し、**必要に応じて、議会本部** 会議に本部員を招集する。
- 本部長は、議会が通常の機能を回復した後に、復旧状況に応じて、議会本部を閉鎖する。

23

## (2) 議員の対応

○ 地域で活動している議員は、議会本部会議への招集があれば、 **可能な限り、当該会議に参集**する。

# 5 議会事務局の対応等

## (1) 議員からの連絡における確認項目

- 〇 安否確認
- 〇 状況確認
- 連絡可能な手段・連絡先の確認

## (2) 市災害対策本部との調整(議会事務局長)

- 議会本部の庶務を統括し、本部長(議長)の命を受けて行動する。
- 議員の安否を議会本部(議長)に報告する。
- 市災害対策本部会議等に出席し情報収集に努めるとともに、議会 本部へ情報を提供する。
- 議会本部からの災害情報を市災害対策本部に提供する。

25

# 6 防災訓練

- 議会は、災害等を想定した**防災訓練**又は**避難訓練**を行う。
- 議員は、地域が実施する防災訓練や避難訓練には、主体として 積極的に参加し、**災害時における自らの行動を検証**する。
- 防災訓練を通じて、本マニュアルを検証し、必要な見直しを行う ものとする。

# 7 その他

〇 その他必要な事項は、議会本部(議会)で協議のうえ、決定する。

